
令和2年 第3回(定例)吉賀町議会会議録(第3日)

令和2年9月11日(金曜日)

議事日程(第3号)

令和2年9月11日 午前8時58分開議

- 日程第1 一般質問
1. 三浦 浩明 議員
 2. 大多和安一 議員
 3. 河村由美子 議員
 4. 庭田 英明 議員
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
1. 三浦 浩明 議員
 2. 大多和安一 議員
 3. 河村由美子 議員
 4. 庭田 英明 議員
-

出席議員(12名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 桑原 三平君 | 2番 三浦 浩明君 |
| 3番 桜下 善博君 | 4番 松蔭 茂君 |
| 5番 中田 元君 | 6番 大多和安一君 |
| 7番 河村 隆行君 | 8番 大庭 澄人君 |
| 9番 河村由美子君 | 10番 庭田 英明君 |
| 11番 藤升 正夫君 | 12番 安永 友行君 |
-

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	岩本 一巳君	副町長	……………	赤松 寿志君
教育長	……………	光長 勉君	教育次長	……………	大庭 克彦君
総務課長	……………	野村 幸二君	企画課長	……………	深川 仁志君
税務住民課長	……………	栩木 昭典君	保健福祉課長	……………	永田 英樹君
産業課長	……………	山本 秀夫君	建設水道課長	……………	早川 貢一君
柿木地域振興室長	……………	山根 徳政君			

午前8時58分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、ただいま配付したとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（安永 友行君） 日程第1、一般質問を行います。

質問は通告順に行います。7番目の通告者、2番、三浦議員の発言を許します。2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） 改めて、おはようございます。

それでは、通告書に基づきまして、一般質問2点ありますので、町長に質問いたします。

まず1点、コロナ感染に関する町内企業への対策はということで質問いたします。

コロナ感染についてですが、日本だけでなく世界中、まだまだ第2波、第3波と、そういったいろいろな報道がされております。その中で、当町としまして、まずコロナ感染による町内企業の経営、経済的な影響は、いまだ予断の許さないところであると思われま。

そして、このコロナ感染に関して、国、県、当町含め支援等の対策は講じられてはおりますが、現況で町内企業が経営できるだけの支援となっているか。また、今後、町としてどのような支援策をお考えかということをお聞きします。

この町内企業ということですが、特にヨシワ工業はじめ製造業、また病院、また観光業、飲食業、大体大まかなところでよろしいと思いますので、町長に伺います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 改めて、おはようございます。本日もどうかよろしく願いいたします。

それでは、三浦議員のコロナ感染に関する町内企業への対策はということでお答えをさせていただきたいと思ひます。

新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、社会経済活動の停滞はリーマンショックをはるかにしのぐ、世界的に危機的状況を招いているというようなことでございまして、町内においても、経済循環は前例を見ない厳しい状況であるということは御案内のとおりでございます。

これまで行政といたしましても、緊急中小企業者等事業継続支援金をはじめといたしまして、各種の感染症の影響緩和のための支援策を創設をしてきたところでございます。ただし、多くの従業員を雇用しておられます中小企業者におきましては、十分な効果がまだまだ得られていないという状況もあります。

町といたしましては、限られた財源の中で、より有効な制度を創設いたしまして、経済的な支援策などを行っておりますけど、まだまだ十分な支援とは言えない部分もあろうかと思っております。

先ほど議員のほうからは、個別に企業のお名前も上げておられたわけでございますが、今申し上げましたように、一様に支援もさせていただいておりますけど、まだ十分でないというところは御理解をいただきたいと思っております。

また、それに対しての支援も、今回の9月定例会の補正予算の中でも幾分かの上積みもさせていただきまして、まだ十分でない部分につきましては、これ以降の定例会等でも予算措置ができるように頑張りたいというふうに思っております。

特に病院のこともございましたが、病院につきましては、7月の31日の臨時会におきまして、まず我々ができることは、感染症対策ということで、病院に限らずでございましたが、町内の小中学校とか、関連する福祉施設、介護施設への蛇口の自動水栓化ということで準備をさせていただきました。総額で数千万円でございますが、とりわけ病院につきましては、補助金という形で、現行の補助金を活用させていただいて、648万円の措置を講じたということでございます。あとは、これが一日でも早く実行できるように、病院のほうと協議をしながら対策を講じていきたいということでございます。

次に、今後の対策についてのお問合せもございました。その一例ではございますが、9月1日の全員協議会で説明させていただきました吉賀町事業継続特別支援金の創設をいたしまして、事業の継続と雇用の維持を図っていきたいということで、この定例会に4,500万円の補正予算を計上させていただくということで、議決をぜひお願いをしたいと思っております。

この制度につきましては、全員協議会でも説明をさせていただきましたが、国の制度であります持続化給付金の給付を受けた事業者を対象といたしまして、従業員数、これは雇用保険被保険者数になるわけでございますが、この数に10万円を乗じて得た額から持続化給付金交付決定額を差し引いた額を支援をしようとするものでございます。

それから、家庭への御支援ということもありまして、各御家庭に対しましては、経済支援とい

う形で、町内での消費喚起を促すということも併せまして、地域経済振興券の交付事業を行うということで、この定例会の補正予算に同様に計上させていただいておるところでございます。

具体的には、全協で説明をさせていただきましたが、基準日において町内に住居を置いておられる皆さんに、お1人当たり5,000円ではございますが、その振興券を配付をさせていただいて、町内で還元をしていただくということを今考えているところでございます。

さらに、今後の支援策も当然必要かと思いますが、状況を見ながら、特に経済対策につきましては、吉賀町の商工会等といろいろな意見交換をしながら、有効的な施策を講じてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） 当町としては、他県に比べると、人口の加減もありますけど、このコロナウイルス対策に対してスピード感を持った、いろいろなメニューをつくり、対応も早いということで、評価できる点ではあると思います。

毎日テレビ報道されておりますが、都庁でいろいろなコロナ感染に対しまして規制を今現在少しばかり緩めていると、そういった状況もあります。中には、ああいう都心では、人口の差、特に居酒屋等々のそういった商店街が多大な影響を受けると。居酒屋も130件ぐらいもう破綻といますか、そういった状況になっているということもあります。

それで、これを世界で言いますと、毎日、日に日にどんどん増えていっているわけですが、毎日20万人前後の感染者が出ております。これは日本も含めてですけど。日本自体も、当町も含めですけど、今そういった規制を緩めると、またあつという間に何十人、何百人、何千人の感染者が出てくるわけですけど、そういった第2波、第3波、これはしっかり対策として考えておかなければならないことと思います。

そして、先ほど言いました製造業等々もかなり今影響を受けて、多少は改善されているようなところも見られますけど、身近な面で、やはり飲食業、そういったものがまだまだ感染前の状態に戻ってないと。運営もままならないような状態で、これがいつまで続くのかと、そういった状況にまだまだあると思います。

そして、イベント等々も御承知のとおり中止、延期等々の、そういった経済効果に対してもかなりの影響を与える、そういった状況が続いております。

これは予期せぬことでありましたし、収束がいつに至るのか、そういったこともなかなか予測できないものではありますけど、国、県、町村といろいろな対応も連携されていると思います。

その中で、前回も言いましたけど、今現在の県としての対応。町は、先日からいろいろな補助金、支援等のメニューがいろいろ出てありますので、そこら辺りは小まめな手当てがありますので分かりますけど、県とのコロナ感染に対する連携ですよね。県から見た、この吉賀町に対して

の考え方、方向性、対応の仕方、そういったものがあれば答弁をお願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 昨日も松江市長が、県東部で8月初旬に発生をいたしました私立高校での大規模なクラスター、昨日、収束宣言をされたようでございますが、吉賀町もおかげで、現時点では感染者が発生をしておりませんが、とは言いながら、PCR検査を受けられる方は現にいらっしゃるわけでございまして、我々も本当、その日は一喜一憂しながら、翌日にかけて本当にびりびりしながら仕事をしておるわけでございます。いつ何どき状況が一変するか分かりませんので、対策本部会議も適宜開催をさせていただきながら、緊張感を持って今対応をしているところでもございます。

経済支援を含めいろいろな面で、今国の地方創生臨時交付金を内示を頂いておりまして、これまで全協でも御説明をさせていただきましたように、国の1次の1兆円と2次の2兆円、合わせて3兆円の財源の中で、吉賀町に対しては総額で3億2,000万円程度の内示を頂いているということでございます。

1次、2次の実施計画のメニューは、先日、ペーパーでお示しをさせていただいたところでございますが、今回、9月定例会で今予算計上をさせていただいて、補正をお願いをしているものも含めると、おおむねこの3億2,000万円のうちに対してどのぐらいの予算措置かといいますと、大体同額ぐらいでございます。むしろ、その3億2,000万円を超えておるような状況でございます。

全体、今吉賀町の計画は4億円の数億円でございますが、9月の補正でお願いをしております以外のところで、未執行の計画で言いますと、金額で申し上げても、3,200万円ぐらい未執行部分といいますか、予算計上の余地があるということでございます。

ただ、これは財源が一つは必要になりますので、先日もお話をさせていただきました。早々この6月以降のところで、9月までのところで事務事業の見直しをいたしまして、我がほうの財源の捻出として7,300万円を捻出したということで御説明を、冒頭の挨拶もさせていただきましたが、これは事業費ベースでございますので、当然その財源の中には国庫の支出金であったり、県の支出金であったり、ほかの財源があるということですから、7,300万円を事業費ベースで減額をしたとは言いながら、いわゆる真水の部分、これは限られてくるということです。

ですから、そうした状況を見ながら、手持ちの1次、2次の感染症対策の計画を今からどういうふうに進めていくかということ、財政のほうとも相談しながら講じていかなければならないということでございます。

県との連携のお話もございました。島根県も今年度の当初予算、それから専決処分、さらに今、9月の補正予算のほうで、県のほうも総額で208億円を計上すると。そのうちコロナの感染症

の関係で、金額申し上げますと108億円でございまして、その中でもとりわけ経済対策、これに向けての金額は、その108億円のうちで33億円ということです。

まだ私もゆっくりそれを見る時間がないので、斜め読みしかしておりませんが、メニューは本当微に細にわたっておりまして、店舗の支援であったり、それから私リモートの会議で知事に直接申し上げましたが、地域交通のそうした部分への支援をお願いをしたい。これもどうも予算を組んでいただきました。

それから、医療、介護のほうに対しては、従事者に対しては国からの支援もございしますが、残念ながら、吉賀町も学校を休んだときに、どこにしわ寄せが来たかといいますと、学童のところであったり、そうしたところが非常にしわ寄せが来たわけです、財政的には。そういったところへの支援をぜひお願いをしたいということで、保育士であったり、それから放課後児童クラブ等の支援員であったり、そうしたところの財政措置もしていただいたようでございますので、非常に感謝もしております。

吉賀町も予算を組み、県も今予算を組んで対応しておりますが、先ほど言いましたように、まだまだ十分ではございません。十分ではないと思います。ですから、我がほうの計画、それから県が示される予算等を見ながら、いろいろな調整をさせていただいて対応を考えていかなければならないというふうに思っています。

特に県が行う制度の上乗せで、町の予算を幾らか上積みをしてというのが一番分かりやすく、即効性のあるものではあります、なかなかその制度設計がタイムラグがあって、うまいことしていない部分ありますけど、そこは事務的な部分で解消できるところもあるわけでございますから、また県のほうと連携を取って対策を講じていきたいと思っております。

県のほうから、吉賀町に対しての考え方、方針というお話もございましたが、なかなか1つの自治体に対して、島根県がどうこうということにはならないというふうに思います。ですから、島根県は全町的に満遍なく見ていただいております、その制度設計をされる。そこで個々の自治体で足りない部分、例えば吉賀町で県の制度として足りない部分は吉賀町としての上積みをしていくとか、そうした工夫が必要なんだろうと思っておりますので、県の動向等をしっかり見極めながら、これからの対策を引き続き講じてまいりたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） しっかり県との連携をしまして、対策を講じていただきたいと思っております。

今町長から発言がありましたけど、島根県が初の大規模のクラスターを出したと。これは学生ということで、私個人もそうですけど、思ったことなんですけど、一番このコロナ感染に関しまして、3密3密と言いますが、一番そういった可能性が濃いのがこの学生、学校、その他いろんな会

社もありますけど、まず学生といった、そういう集団で活動する、そういったところが一番、感染に関しては危機感を持たないといけないんじゃないかなと思います。

前も言いましたけど、毎日毎日、このコロナ感染の感染者数の報道は毎日されているわけですが、その動向を見ますと、人口比率に関して同じようなそういった数字が統計的に出ています。それから見ると、県自体、県の体質といいますか、体制といいますか、大型クラスター出すようなことでは、県の知事も含め、県職員もそうかもしれませんけど、ちょっと脇がかなり甘かったんじゃないかなと、私個人も思っておりますけど。

これからどうなるか分かりません。島根県も137人と感染者数出しておりますので、ほぼ、前回も言いましたけど、岡山県と変わらないような、人口比率からすると大変な感染者数でありますけど。東京、大阪、福岡等々、愛知も含めですけど、主な都市に関しては、当然人口が多い、そして感染者数も当然多くなるわけですけど、今規制を都心のほうで緩めておりますけど、また多分同じような状況で再発がどんどん増えるんじゃないかと思えます。

ただし、都心の場合は、かなりの経済が関係しておりますので、なかなかそこら辺を決め難いところもあるかもしれませんが、コロナを止めるには、3密を避け、皆が外へ出ない、活動しない、それをすれば止まる可能性はありますけど、なかなかそうはいかないところが都心ではあるんじゃないかと思えます。

いろいろこれまで県知事等々の、各県の知事の報道も、発表もいろいろありましたけど、島根県としましては、なかなかそういったところがよく見えないところもあります。この会議は町のことですが、この間、町長も知事さんと会われたらしいですけど、コロナウイルスの話が出たか出てないか、それは私は耳にしておりませんが、知事自体、このコロナ感染に関して、新聞報道では多少のことは出ていましたけど、どういった考え方を持っているかということをお聞きしたいと思えますが。

ただ、行政というのは、お金を出せば、補助金、支援金を出せばいいと、そういうところも当然ありますけど、ただ、注意喚起、そういったしっかりしたものをしていかないと、ただ金を出すだけでは、当然それだけのことしか効果は出ないんじゃないかと。

私も、町に対して注意喚起ということで、総務課にも言ったこともありますけど、そういった注意喚起といいますか、そういった活動的なことがどうも消極的といいますか、そういった面が見られると思えますけど、知事として、町長としてもそうですけど、一体その辺の注意喚起に関しても、活発な報道等々のことが必要じゃないかと思えますけど、その辺を伺います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） クラスターのお話もございましたが、何といたっても3密も含めて、感染予防対策をしっかり講じていくと。それがあれば、一定程度のものは抑制をすることができる

ということで、昨夜も東京都の専門の会議の中でもそうした発言もございました。

島根県の対応、とりわけ島根県知事のお話でございます。これ私が、当然コメントする筋合いのものではございませんので、そこはあえて申し上げるべきではないと思いますが。

ただ、県のほうの対応、私は、いろいろお話もあろうかと思いますが、この東西に長かったり、県土が、そして隠岐諸島もあつたりということで、非常に中山間地もあれば、都市部もあるということで、非常に地理的には、人口は少ないですけど、示唆に富んだ土地柄だということで、そこは一律に対策を講じていくというのは非常に難しい部分があるのではないかというふうに思いますけど、私は、県は地域の事情をいろいろしんしゃくをしていただいて、対策を講じていただいているものではないかというふうに思います。

当然、それが100%かといえば、そうではない部分もあろうかと思いますが、そこで足りない部分は、先ほどの財政もそうでございますけど、それぞれの自治体が補完をしていく、補足をしていく、そうしたことが必要ではないかというふうに思っております。

そして、今吉賀町もそうでございますし、島根県知事も発信をしておられますのは、感染予防対策をしっかり講じていくというのももちろんでございますが、仮に感染者が発生した場合の誹謗中傷、いわゆる人権の部分を非常に大事にしておられます。私もそうだろうと思います。これまで何回かケーブルテレビのほうでも、そのことについては訴えさせていただきました。それから、いろいろな紙面を通じてそのこともお願いをさせていただきました。

特に今年ももう既にお盆の帰省シーズンは過ぎておりますが、これからまた秋の行楽シーズンを迎えると。それから長引けば、今度は年末年始の帰省のお客さんなりもあるということだろうと思います。県外の方が、こちらの吉賀のほうへ流入をされるということもございますので、とりわけ県外から来られる方も含めて、誹謗中傷、いわゆる人権に配慮した行動を取っていただきたいというふうに考えているところでございます。

そうしたことも含めて、9月の、今月の25日に発行予定準備をしておりますが、広報よしかの号外のほうで、そうしたことの発信もさせていただきたいと思っておりますし、今回、補正予算で議決をいただければ、新たな財政支援、それから生活支援のメニューがまた加わってまいりますので、そうしたことについてのアナウンスもしっかりさせていただきたいということで、今準備を進めているところでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） この件に関しては最後になりますけど、町長からもありました、当然皆さんも意識していることだと思いますけど、盆後の状況、盆後にこの9月に、ひょっとしてこの町でも感染者が出るんでないかと、そういった危惧といいますか、声がいろいろあつたわけですが、幸い今現在ではこの町もゼロということで、一つは安心できることかと思えます。

しかしながら、この年末にかけて、この夏は熱中症等々も含めまして大変な、各地でもいろいろな災害を含め、いろいろ大変なところもありましたけど、今後、まだまだ予断を許さないというところがあると思います。

そこで、この吉賀町で例えば、あつてはいけないですけど、1人、2人、5人と、そういった感染者が出たと、そういった場合、行政として、町長として、まずどういった対応を、対策を講じるか、そこをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 前段の危惧をされる部分ということでお話がありました。先ほど申し上げましたように、その時期時期で県外との交流であったり、域外交流であったり、それから、ああして大都市部で感染者が多数発生しているということで、今は本当に田園回帰、ふるさと回帰とか、それから移住定住で田舎へ、若者をはじめ、中山間地のほうへ目を向ける方が非常に多い。特にリモートでの仕事ということも叫ばれておりますので。

そうしたことを考えますと、感染が拡大するということは当然危惧をされるわけでございますが、そこへしっかり対応できるように、いろいろなことをまた施していかなければならないというふうに思っております。

それから、町内発生のお話がありました。どういった対策を取るかということでございますが、まず我々今、対策本部会議のほうで一つの指標として考えておりますのは、これまでもそうでありましたが、2月の初旬に対策本部を立ち上げて、いろいろなシミュレーションをしております。

といいますのは、簡単に言えば遠くの地で発生をした場合、近くで発生をした場合、県内で発生をした場合、それから県内、県外を含めて近隣の市町で発生した場合、特に吉賀町の場合は、御案内のとおり、島根県とは言いながら、お隣は広島県、山口県、まだ言えば、交通の高速なんかで言うと九州圏が非常に近いわけでございますから、一律に島根県内、島根県外というくくりができないということでございますので、県外を含めた近隣市町で発生したらどうなのか、そして最後は町内で発生したらどうなのかということで、施設の運営の仕方を含めて、これは指定管理も含めてでございますが、そうしたことをいろいろ段階を追って今シミュレーションをしております。

ですから、この段階になったら、例えば貸出しを中止をする、閉館にするとか、そうしたことをいろいろ想定をしております、学校も町内が発生が出れば、一定程度は休校にして様子を見るとか、そうしたことをいろいろ今想定をしております。

ただ、これは医学的な見地が求められるわけでございますので、具体的な町内感染が発生したときの感染予防対策、防疫等も含めてでございますが、当然島根県、それから管轄で言えば益田

保健所、こうしたところといろいろな調整をしながらしなければならないということは当然のこととでございます。

あと、一番気をつけなければならないのは、そうしたときの情報発信の仕方なんです。これまで県のスタンスとすれば、例えば吉賀町で出た場合も、場合によっては、県西部在住であるとか、鹿足郡内在住であるとか、そうしたことも想定しておられましたが、これ私もリモート会議の中で申し上げましたし、ほかの首長さんも発言がございましたが、なかなかそうした発信をすると、かえって混乱を来す。正しい情報が迅速に流れない。

そのことによって、いろいろな支障を来すということが想定されますので、我々の立場とすれば、吉賀町で発生をすれば、鹿足郡内発生ではなくて、吉賀町で発生をしたということをしっかりアナウンスをしていただきたいということを申し上げておまして、現在では、仮に発生をすると、恐らくそうした発信になるかと思いますが。そうしたことをしていただいて、我々も迅速に情報収集をして、町民の皆さんに早い段階で確実な情報が提供できるようにしてまいりたいというふうに思います。

先日、8月には隣の益田市で感染者が1名発生いたしました。これも発生の告知があって、益田市長が記者発表をするのは翌日であったと思います。非常に益田市役所、行政に対して、いろいろな意味で心配のお電話、問合せがたくさんあったということで、これ当然のことだろうと思います。

ですから、なおさらのこと正しい情報を迅速に住民の皆様にお知らせをする、お伝えをするというのが行政の務めだと私は思っておりますので、そうしたことも配慮しながら、万が一町内で発生をした場合には、適切な対策、あるいは対応を取ってまいりたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） 今現在、マイナス経済がずっと続いておりますけど、行政側も、町長言われました情報化の時代でありますんで、しっかりその辺を捉えて、もしこの町で出たらどうするかと、出ると言ったら言い方悪いですけど、出たと想定して、その気構えで体制を整えていただきたいと思います。

1つ、それと同時に、そういった対策もそうですけど、今町長の発言もありましたけど、ある企業が都会からこちらへ、地元へ帰ってくると、そういった流れもできておりますので、そういったことも並行しながら、マイナス経済のみでなく、そういったプラス面も出てくると思いますので、そこら辺も並行して対応していただきたいと思います。

次、2点目移ります。

災害対策は万全かということで、毎年、全国で地震、台風、豪雨等々の大災害が起きておりま

す。当町においても、大災害ではありませんけど、大なり小なりのそれなりの災害は起きているのが現状です。

この災害について、町民の方の声を聞き、行政として命、財産を守る立場からして、これから台風シーズンということも、先日もありましたけど、まだまだ台風も出てくると思いますが、いろんな災害が想定されます。そういった声に対して、何か所も数を数えたことはありませんけど、災害につながる山から、川からいろいろありますけど、そういった箇所があると思います。そういった箇所を、町民の声を吸い上げて早めの対処をしていくのが、町としての、行政としての大事な役目じゃないかと思えますけど。

その辺のことで、当町がこれから、今後ですけど、こういった災害が出るか分かりませんが、町としてこういった対応を考えているかということをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、2点目の質問でございます。災害対策は万全かということについてお答えをしたいと思います。

地震や台風、豪雪をはじめ様々な災害に対しまして、被害を最小限に抑えるためには、事前の準備、初動段階における状況把握、優先事項や対処法の選択、迅速な体制整備と活動の実施、そして関係者、関係機関との情報共有などが重要であることは言うまでもございません。行政といたしまして、町民の皆様の生命と財産を守るため、こうした動きが確実に実践できるように努めていきたいと思っております。

また、自主防災組織や自治会等が開催をいたします研修会などに出向きまして、住民の方の意見や話を聞き、改善できる部分があれば改善するよう努めているところでございます。

昨日もほかの議員のほうから、いわゆる危険箇所であったり、災害のたびに消防団の方が出動したりということでお話ございましたが、そうした箇所の改善についても同様のことではないかというふうに思っております。引き続き、住民の方の意見を防災活動に役立てるように努力をしてみたいと思えます。

さらには、繰り返し申し上げておることではございますが、自助、共助、公助、それぞれの力を高めまして、その動きが連動することや、ソフト対策とハード対策の両面がしっかり機能することを念頭に置きつつ、行政として対処してまいりたいと思えます。

去る6月の22日でしたが、職員、それから関係機関とともに、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所の運営訓練を、隣の町民六日市体育館のほうで開催をさせていただきました。町民の皆様の不安の解消、そして安心、安全の確保のために、こうした研修もしながら対策を講じていきたいと思えます。

さらに、私就任をして始めさせていただきました吉賀町の防災訓練でございますが、これまで

2会場、柿木会場と蔵木会場で行いまして、今年が3回目になろうかと思いますが、今年も10月の25日を今、その防災訓練の日として予定をしております。このような取組を積み重ねながら、防災力を高めていきたいと考えているところでございます。

今後も、日頃の準備を怠らずに、地域全体の防災力の向上に取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） 自助、共助、公助と、そういった仕組みをしっかりとやるということですが、これも町内に何団体か、そういった組織もあるわけですが、なかなかこれは、この団体をつくるのが、組織をつくるのが難しいところも現状はあると思います。そうは言いながら、そういった組織の強化をこれからもしていただき、災害に対して、人の命、財産、こういったものはしっかり守らないといけないと思っております。

前日も同僚議員から河川のことでもいろいろありましたけど、河床掘削、また木の伐採のこと、私もいろいろ町民からのお話もあるわけですが、県の川、町の川といろいろ川もありますけど、何年たっても、木がただ立っているだけじゃなしにジャングル的な、大げさな話ではなしに、そういった箇所が何か所もあります。

これを一体県はどういうふうに見ているのか分かりませんが、もし何か起きたときには県が補償するわけでしょうけど、これと同時に、町としても、そういった箇所が何か所もあるんじゃないかと思えます。

そして、橋梁補修の、今いろいろ各橋梁の工事がされておりますけど、これもかなりの数もあると思いますけど、危険な箇所、例えばまた台風、洪水が出た場合、そういった場合に水位が当然増してくるわけですが、そこに当然のことですけど木が倒れて流れる、いろんなものが流れる。橋に、そこへ引っかかって、川の水が道路や家屋に浸入すると、そういった考え方は当然あると思いますけど、実際そういった場所もあると思います。

橋梁に関しても、しっかり早急に、そういった箇所を特に、いろいろ危険なところから補修にかかっているとは思いますが、しっかりその辺は、県も、特にそうですけど、町と連携できる場合はしっかり対応してやっていただければと思います。

特に、今河川のことでも言いましたけど、また山水といいますか、谷水、そういったところの流水が家屋に流水して、家屋が崩壊する等々の危険性のあるところも、この吉賀町にもあると思いますので、そこら辺もしっかり、そういった危険箇所をある程度把握はされていると思いますが、私も何回か言いますが、なかなかできないところもあるのかもしれませんが、早急な対応ができていないというのが現状だと思います。

最後に、河川の木々の伐採とか、掘削、そういったことを県が一体どういう方向性で見ているの

か。私が直接聞くには、予算関係がどうのこうのみたいな話も県のほうはしますけど、本当にそれでいいのかということと、町も、先ほど言いました、何か所かそういった危険箇所がありますので、その辺の把握をしっかりとされているのか。そして、どういう対応をしていくのかと。今回の補正でもいろんな箇所が出ていましたけど、対応されるとは思いますが、そこ辺の現在の状況をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 前段でお話のありました自主防災組織のお話もございましたが、なかなか大規模な災害になりますと、行政自体が被災をして、疲弊をします。そうすると、実際その立ち上げをするのに大体1週間はかかるんだというふうによく言われます。ですから、自助、共助が必要なんだと、こういうお話なんですけど。

まさにそうでありまして、この前、開会の冒頭の挨拶でも申し上げましたけど、先日の台風の時も、町内で5か所の自主避難所を設けさせていただきました。41世帯61人の方が、近年にない、本当に多くの方が避難をされて、県内でも一番多かったわけでございますが。

そこは、確かに台風のルートが吉賀町に近かったということがございますが、自らの命は自らで守るという自助の精神が非常に浸透してきたということと、そうした中であっても、自主防災組織の方が、町が準備をした自主避難所ではなくて、地元の自治会館とか、集会所のほうで避難所を設営をしていただく。また、そうした動きをしていただいたということが非常にありがたいことでございますが、これはまさに共助でございまして、行政が力の及ばないところを自助であったり共助であったり、そこをしっかりと補っていただくということが大事だろうと思います。自主防災組織も行政のほうも非常に汗をかかせていただいて、数年前までゼロであったものが今は8か所できまして、27%ぐらいまでに上がってきました。これを100%に近づけるように、本当に地道な活動でございますが、対策を講じていきたいというふうに思っております。

河川等のお話もございました。鹿足土木協会がございまして、そちらのほうで毎年要望活動もさせていただいて、先日も知事、それから県議会の議長、土木部長、農林水産部長のほうへそれぞれ要望活動をさせていただきました。とりわけ河川で申し上げますと、これは土木部の所管でございますが、特にお願いをさせていただいたのは、今、議員のほうからありましたように、河川内のいわゆるリフレッシュです。これも数年前から毎年のようにお願いをさせていただいておりましたが、県の管理でいうと、県も財源が必要になりますから、これはどうにかできないかということで、実は起債で、県のほうが起債をして、その財源ですという、それが許されるような制度ができました。ですから、これは緊急浚渫推進事業という名称だったと思いますが、いわゆる堆積をした川の中の土砂を河床掘削をしていくという事業です。そうしたものがメニューとしてできまして、これは今精力的にやっております。それを使ったかどうかは別にし

ても、そうした制度ができましたので、この町内でも、近くでいうところの吉賀町役場の隣の河川、鹿足河内川の川もまだまだ上流に向けてという御希望は当然あるわけですが、今、一番連担に近いところの掘削はしていただきました。それから、七日市のほうでいいますと、高尻川も多分小田橋から上流だったと思いますが、これも非常に精力的にやっただいて、特に着工前と着工後の写真をあえて県の関係者も見ただいて、いわゆるストック効果といいますが、これだけの効果があるんですよということを見ていただいたんですが、非常にやはり一目瞭然でございまして、そうしたことをぜひ継続してやっていただきたいということを今回の要望でも申し上げました。高津川の本流でさえ、昨日もほかの議員のほうからもありましたが、もう樹林化をしているところがあるわけですから、そうしたことにぜひ使っていただきたいということでもお願いもさせていただいたところがございます。

橋のお話もございましたが、当然のことでございます。谷あいの北部にいわゆる堰堤なんかがあれば別なんですけど、そうしたことがないと土石流がそのまま出てくるわけございまして、それが橋にかかりますと、当然それが付近に越流をすると。それで大きな災害が発生するということになるわけでございますので、河川のリフレッシュであったり、それから今の橋梁も含めてでございますが、大規模化する豪雨化するその災害に備えて万全の体制を取っていただきたいということで県のほうにもお願いをしております。当然、町の管理の川もあったり橋もあったりするわけでございますから、町は町として財源を見つけながら最大限の努力をさせていただきたいと思っております。

危険箇所のお話もございましたが、危険箇所の点検、毎年、県と一緒にやっておりますのは、それぞれ災害の防災会議を行った直後のところで、梅雨期の前のところで合同の一斉の点検もさせていただいておりますし、それから昨日もありましたが、教育委員会サイドでいいますと、児童生徒の皆さんのいわゆる通学路の点検等もして、危険箇所を早めに見つけて、その対策を講じるというようなことを今関係者の皆さんと一緒に取り組んでいるような状況でございます。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） 町長も大体のことは分かっておられるようですが、しっかり対応、対策を講じていただきたいと思っております。

最後に、本年は明けてコロナ感染等々、いろいろな災害もあり、これからも年末に向けて大変な時期でありますし、行政側も議員側もいろいろ汗をかいて対応していかないといけないと思っております。先延ばしするものは何一つありませんので、やはり実践、やることが一番大事と思っておりますので、言葉だけでなく、いろいろな実践をして、今の町民の命・財産を守るためにしっかりお互い汗をかいていかないといけないんじゃないかと思っております。ということで、質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、7番目の通告者、2番、三浦議員の質問が終わりました。

ここで10分間休憩します。

午前9時50分休憩

.....

午前9時59分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を再開します。

8番目の通告者、6番、大多和議員の発言を許します。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 本日は、2問通告しておりますので、よろしくお願いたします。

まず最初に、六日市病院の公設民営化についてということであります。

六日市病院を公設民営化する方向で検討しているということですが、インターネットで調べてみますと、六日市病院は、診療科目としては内科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、麻酔科、歯科、口腔外科を有する第二次救急指定を受けている総合病院とあります。加えて、高度な介護用の施設「六日市苑」を併設しております。

島根県西部の益田圏域では、第二次救急病院に指定されているのは、益田市にある益田赤十字病院及び益田地域医療センター医師会病院と六日市病院の3つであります。

吉賀町、津和野町及び益田市の益田圏域での医療体制については、町としてもまたいろんなプランを持たれておられると思われませんが、この六日市病院について、公設民営化について質問いたします。

これを公設にするにはかなりハードルが高い、高い壁が待ち受けているということは6月の3番議員の一般質問で分かっておりますが、特に収支、安定して黒字に転換する必要があるということが必要だと言われていることは当然のことだと思っておりますが、その辺りについても今後どのように町が支援していくのかということも一つの判断基準ともなります。また、ここで公設民営化となった場合に、診療科目及び第二次救急病院の指定は受けるのかどうなのかということをお尋ねします。あわせて、併設されている六日市苑はどうなるのかという点について質問いたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、大多和議員の1点目でございます。六日市病院の公設民営化についてということでお答えをしたいと思います。

六日市病院の公設民営化につきましては、現在、経営形態としては公設民営が適当との判断をさせていただいているわけですが、町財政に影響を及ぼす重要事項の検証が未実施であるということで、不確定要素がまだまだたくさんあるわけですが、公設民営化について引き続きあり方検討会議を設けているわけですが、特に事務的な専門部会も含めてでござ

ございますが、継続して今検討・協議をしているところでございます。

移行時期につきましても、全員協議会で申し上げておりますように、令和4年度ということをお願いしております。これは仮置きの当然状況でございまして、これが正式に決定をしているというようなことではないということは改めて申し上げておきたいと思っております。

また、御質問を今回たくさんいただいておりますが、多くにつきましては、公設民営化の方針が正式にこれから決定をした次の段階としての作業もあるわけでございまして、協議の過程でございます。したがって、なかなか具体のところを今日のこの段階でお示しをするということが難しいということは御理解をいただきたいと思っております。

そうした中で、まず1点目にありました公設民営化された場合の診療科目及び第二次救急病院の指定についてでございますが、運営は民間医療機関が担うわけでございますが、協定によって設置者が町の意向に沿った医療体制が取れますので、町民の安心安全が担保されるような機能や体制等について検討を行いまして、必要な診療科目、救急体制について判断をしていくということになるかと思っております。24時間365日の救急受入れ体制を取るということとすれば、引き続き、第二次救急病院の指定を受けるといふふうになるかと思っております。ただ、そもそもの六日市病院が設立をした趣旨は当然御存じだと思っておりますが、そうしたことから言うと、吉賀町が置かれている地理的なもの、インフラ等の状況を見ると、救急というのは非常に重たい重要な部分だろうと思っておりますので、当然そこは念頭に置いての議論になるかというふうに思っております。

それから、2つ目にございました介護の関係、併設をしております介護老人保健施設であります六日市苑についての質問でございました。先般、8月31日に医療・介護あり方検討会議の専門部会を開催をさせていただきました。その中で、154床のうち、西棟34床を本年の10月1日から休止するとの報告が石州会のほうからございました。残り120床についても、石州会の意向としては、老人保健施設から介護医療院への転換を図りつつ、段階的縮小を検討していく考えであります。今後、介護給付費の適正化を踏まえた第8期介護保険事業計画策定を行うに当たりまして、これも議会のほうで予算措置を御承認いただいて、今、町のほうと契約をしておりますが、現在、ソーシャルイノベーション&マネジメントラボ、通称SIMでシムというふうに言っていますが、こちらのほうと委託契約を締結をさせていただいて、町の将来状況に対応した適切な施設等のベッド数や介護サービス基盤等について提言を求めるといふことで今準備を進めております。これらとの関連が極めて深いということでございますので、今後の第8期、これは来年度からでございますが、第8期の介護保険事業計画策定委員会や、それから医療・介護あり方検討会議において協議を行いまして、令和2年度中、今年度中に方向性を決めてまいりたいと考えております。

とりわけ介護につきましては、これも全員協議会で御説明をさせていただいておりますけど、

非常に介護特会のほうが本当に厳しい状況でございます。特に施設給付費のほうがかなり町財政の上でしわ寄せが来ているということでございますので、まさにあり方の会議の名称も医療・介護あり方検討会議とさせていただいたのは当然そうした意味合いでございます。医療だけを考えるわけにはいきません。介護だけを考えるわけにはいきません。やはり医療と介護を1つのものとして、当然深く関わりのあるものとして検討させていただきたいということで、今、事務方の専門部会を含めて引き続き検討させていただいておりますので、また詳しいものが御説明できる段階になりましたら、議会のほうにもお示しをさせていただきたいと思っておりますのでございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 公設民営化についていろいろ検討されているということですが、六日市病院は本当になくってはならない施設なので、町の支援も重要かとは思いますが、次に、公設民営化するに関して、先ほど今は検討段階だと言われましたのでどうかなと思うんですが、経費に関する質問をしておこうと思います。

公設と言うからには、病院の施設、いわゆる土地とか建物、医療設備、これについては一応町が取得すると思われませんが、それでよろしいのかということ。それから、町が取得する場合の経費について、土地、建物、設備等の取得に要する価格ですか、値段は簿価を基本と考えるのか、それとも時価なのかということです。それから、コンサルタント等を入れて価格が恐らく検討されると思いますが、これらの準備に要する経費をどのように考えているのかということ。このようなものを公設のために必要な経費の総額は一体現段階で幾らぐらいになるんだろうかということをお尋ねしたいと思っております。これらの経費を公債をもって準備すると思われませんが、公債も合併特例債とか過疎債とかその他いろいろありまして、交付税等の国庫支出金で還元されるとか、いろいろ町の財政は難しいものがありますが、この複雑な財政については煩雑ですから分かりやすく、町民に分かりやすい方法で説明してもらいたいと思っております。だから、最終的に町が負担するのはどれくらいなんだろうかと。人口6,000人と想定したら1人当たりどれくらい負担するようになるんだろうかというようなことをお尋ねしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 病院の施設の取得のお話でございます。

病院の施設等は町が取得するのかという御質問でございますが、当然、公設民営化の場合は、施設の設置者は町となるわけでございますので、施設やそれから設備等については町が当然取得することになるかと思っております。

なお、土地につきましては、これは町有地であり、契約によって無償貸与となっておりますので、その取得の手続というものは必要ないということでございます。

それから、大きい4つ目の柱ということで、町が取得する場合の取得額等のいわゆる経費のお話でございます。いろいろ細かくお尋ねがあるわけですが、先ほど申し上げましたように、まさにこれが今から最終的に詰めの段階でこの価格をどうするかということが決定をするということですが、公設民営が正式にもう決まったその段階から具体的にはその作業に入るのではないかとこのように思っております。建物・設備の価格の設定につきましては、当初、石州会が取得をした価格より、その価格から減価償却費を引いた残存価格を基本とするのが通例であると考えているわけですが、それ以外にも評価方法がございます。具体的に取得が必要となった時期に決定することとなるものと考えておりますので、現時点ではその金額、それから手法についてはお答えすることができないということはお許しをいただきたいと思っております。

それから、通告内容にお話がありました総額でそれじゃあどのぐらいかかるか、コンサルなんかも含めて金額的にその総額はどのぐらいか、それから、その経費を町民1人当たりで割り込んだときにどのぐらいの経費になるんだらうかというお尋ねでございます。今のような状況でございますので、その総額がまだつかめていないという状況がありますから、町民6,000人等しく割り込んだときにどのぐらいかということをお答えをすることができないということでございます。

ただ、いずれそうした時期は来るわけですから、その折には住民の皆さんにも当然説明もさせていただきますし、その前段では当然議会に対してもそうでございますが、皆さんに分かりやすいような形でお示しをさせていただいて、丁寧な説明ができるように準備をさせていただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 現段階で検討中ということで金額・総額は示されていないということは残念ですが、はっきりした時点である程度、町民の方に分かりやすいような方法で説明をお願いしたいと思っております。

また、これらの病院を公設となった場合、今後、現行の医療設備を基準として、諸設備の更新それから建物の修繕なんかも必要になってくると思います。これらについて、それから今後の病院のあり方について青写真を考えておられると思いますが、どのような青写真を描かれておるのか。分かればお願いしたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 青写真というお話でございましたが、その青写真を描くのが今からでございます。その前提になるのが、六日市病院をいかような形にしていくか、病院の将来像ですね、これをまず決めませんとならないというふうに思っております。

ただ、これはやはり考え方は2つあるかと思っております。一つは、規模感も含めて現状のままで

続けていくのか。もう一つは、吉賀町の住民に合った形での医療・介護のあり方ということをお前提にして、適正な規模の病院にしていくのか。これは今までもお話をしておりましたが、今の2つ目のことと言いますと、ダウンサイジングということが当然想定されますけど、まず、基本的な部分では病院の将来像をどうするか。現状の姿でいくのか。あるいは、いろいろな要素を加味をして違ったものにしていくのか。ここがまずスタートだろうと思います。ここを初めに見定めませんと難しいなというふうに思っています。当然、そのことを基本に専門部会のほうで検討させていただくということになるかと思っています。

仮に、現状維持でなくて一定程度の規模を保ちながらというようなことになると、幾らかまた次の考え方があるんだろうと思います。一つは、お隣にああして津和野町で橋井堂さんが運営しておられる病院があると。郡内でお隣の町にある津和野町と比較したときにどうなのかということが一つの考え方はあるかなと。それから、さらにまだ視野を広げて、吉賀町と同じような人口規模で、なおかつ、今は公設民営という主眼で話を進めていますから、公設民営あるいは公立の直営の病院、そうしたところと比較したときに、吉賀町の人口規模でどのぐらいの規模が適正なのか。さらにもう一つ言うと、今、吉賀町の六日市病院さんへ入院をしておられる、入所をしておられる方の患者の対応から見たときに、状況ですね、そうしたときに病院の規模がどうなのか。そうした考え方をもって総合的に六日市病院のいわゆる規模感のところは検討していかなければならないなというふうに思っています。ですから、病院の将来像を見定める道筋といいますか、まず、入り口のところは、現状維持でいくのか。それからもう一つは、1つの指標を示して適正な規模でいくのか。現状の規模ならそれはそれでいいと思いますけど、仮に後段のお話ということになると、今言いましたようないろいろ分析の仕方がある。その中で適切ないわゆる規模感というのが出てくると思っていますので、そうしたことを見定めて六日市病院の将来像、青写真をつくっていく。それをもって今度はいろいろな財政の指標なりを考えていくということになるのではないかと思います。

指定管理ということになれば、これも昨日もちよっとお話がありましたが、指定管理もいろいろ手法があって、今、吉賀町は指定管理は通常の形は今は利用料金制ですけど、お隣の津和野町の今の病院の場合は、これは利用代行制ということで仕組みが違うわけです。そうしたことがどちらのほうがいいのか、メリットなのかということもこれは検討しなければなりません。ここは吉賀町だけの力でなくて、県の市町村課の担当部局にも専門部会のほうへ深く参画をさせていただいておりますので、いろいろな知恵を与えていただいたり、こちらから情報提供させていただいて、一緒になってそうしたところも検討していかなければならないのだろうというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 町長が言われるように、確かに六日市病院のこれからのあり方について非常に大変だと思います。郡内だけではなく、隣接する岩国市の錦町辺りも六日市病院を当てにしておるといふか、そういう状況でありますので、何とか存続と、それからこれからの関係でいえば、私たちもどうせ将来はお世話にならなくちゃならないと思いますので、安心して暮らせる吉賀町となるよう、六日市病院の存続とあれについては今後さらなる支援をお願いしたいと思っております。

ということで、次の質問、熱中症対策について移らせていただきます。

熱中症対策について、地球温暖化が激しいということで、前段につきましては、昨日、11番議員が生活保護も含めて質問され、それに回答されておりますので、前段についてはそんなにねちこく聞こうとは思いませんが、ただ、一応、町内の高齢者の方々のところへ行くと、実際にエアコンがあっても使わないと、電気代がかかるから使わないんだという家庭もございます。ということで、設置の費用助成などについても、一応、昨日の御回答では、町内の実態を調査して考えるというところでもございました。また、生活保護を受けておられる方についても、そのような特別な要件でできているということで、エアコンがもはやぜいたく品ではないということになっておりますが、昨日の回答の中で、電気代については、生活保護を受けておられる方については生活扶助費に影響するからいかなものかという御回答がありましたが、一般家庭、生活保護を受けておられない家庭についてはどうなのかということが昨日の回答にはなかったように思います。特に高齢者で年金だけで生活しておられる方の中には、エアコンはあってもつけていない、電気代が高いからということで、これはできるだけ子どもらに残したいからということを言われてつけておられない方もあります。そういうこともありますので、これらの方についての電気代を何か補助できないものかなというようなことを私も考えてみたんですが、何かそのようなものが創設できないものか。考えていただきたいと思います。

それで一応、現在、賃貸住宅というものについてはエアコンが設定は家主負担で設置してあります。これがほとんどとなっております。ということで、町営住宅ですが、町営住宅は家主である町が1部屋だけでもエアコンを設置すべきだと考えておりますが、この辺りについてはいかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、2点目の熱中症対策についてということでございます。昨日のところ、一般的な高齢者世帯、それから後段では生活保護世帯のことについて11番議員のところでお答えをさせていただきました。極力重複は避けたいと思います。

今、議員のほうからもございましたが、今回、大多和議員のほうからもあった部分も非常に重複がありますが、重複した部分で申し上げますと昨日お答えしたとおりでございます、一般

的な高齢者の皆さんのエアコンの設置費用の助成につきましては、まずはほかの自治体、先行自治体のほうを参考にさせていただいて、町内の実態と精査をして助成制度について検討を加えていきたいというふうに思っております。私、ネットのほうで調べさせていただきましたが、なかなか小さい自治体ではないようでございまして、首都圏であったり大都市部で非常に多い。それから、金額的にも大体5万円前後が多いようでございます。そうしたことを極力情報収集させていただいて、一方では町内の調査をさせていただいて、制度創設に向けての検討をスタートさせていただきたいなと思っております。その中で、今お話のありました電気料の扱いといいますか、考え方はですね、これをどうするかというのも当然考えていかなければならないというふうに考えております。

生活保護世帯についても昨日お答えをしたとおりでございます。生活保護のほうは、これは国が定める基準がございまして、特に食費とかそれから光熱水費は生活扶助という1類、2類という金額の設定があって、それを合算をしたもの、これは当然、年齢と世帯構成によって違います。それから、昨日もお話をさせていただきましたが、寒い時期は生活扶助費の中へ冬季加算ということで寒い時期ならではの加算があるんですが、逆に暑い時期はそうした夏季加算と言われるものがないわけです。ですから、数年前から非常に暑い時期が増えていますけど、ぜひこうした現下においては冬季加算と逆の夏季加算という設定も必要ではないかというところはまた同じ思いの自治体のところが増えればというふうに思っておりますので、また時機を見て要望活動ができれば考えていきたいなと思っております。

それから、町営住宅、公営住宅のお話が最後のところでございましたが、この設置につきましては、現在、多くの入居者の方が既に設置をしておられるものというふうに考えております。これにつきましても、公営住宅全戸の設置状況の調査を行いまして、町全体の状況を踏まえて検討してまいりたいと思います。町営住宅と一言で言いましても、主には3つの形態があるわけでございまして、一つは公社住宅、住宅供給公社が造ってそれを町が管理するというので、町内という福川とそれから六日市にございますが、それからもう一つは単独住宅、これは真田のよしかみらいのところにあります。昔の六日市学園のところを公営住宅にした、いわゆる真田交流センターのところの住宅です。それからもう一つはいわゆる町営住宅です。

それで、前段に申し上げました公社住宅と単独住宅、これはもう設置当初、開設当初からいわゆる設置者側で既にエアコン・空調設備はつけております。これは制度上の話。それから単独住宅も、ああして照明設備をよしかみらいへつけたときに、入居者の方と調整をする中で、夜、灯がつくと網戸にしたら虫が入ると。だから、戸を閉めたい。そうするとエアコンが要りますと。こういった条件で設置をしたということで、公社住宅と単独住宅はそうしたことで今つけておりますが、逆にいわゆる一般的な町営住宅ですね、公営住宅、それから特公賃、それから定住促進、

ここが今205戸、205世帯分あるんですが、これは当然、要するに家主は町でございまして、町のほうではエアコン・空調設備はつけておりません。これはなぜかといいますと、そもそも論になって大変恐縮なんですけど、民間の賃貸住宅のほうは、しっかり物件を皆さんに使っていただかなければならないわけですから、そうした設備の関係でも十分なものを準備をする。それをメリットとしてそうしたところへ入居を希望されるということですが、基本的に町営住宅・公営住宅につきましては、必要最低限のものを準備をさせていただいて、まさに住宅に困窮しておられる方に、経済的な制限もありますけど、そうした中で提供する住宅ということで、民間の賃貸住宅とはまたちょっと違う意味合いがありますので、そうしたことから開設当初から空調設備をつけていないという事情があります。これは決して吉賀町だけではございまして、お隣の津和野町や益田市も、恐らく全国の公営住宅はそうだろうと思います。そうした事情で町営住宅については家主である町のほうが設置をしていないということがございまして。

そうした中で、とは言いながら、ほとんどの住宅のほうで皆さんがいわゆる個人負担でつけていらっしゃるのだろうと思います。そうしたところで、もう1回、担当課のほうでしっかり調査をさせていただいて、その現状をまず見させていただいて、設置の助成ができるとすればどういった方法があるか。これは住宅だけで考えるわけにはいかないと思います。住宅と、それからその前段のいわゆる一般の高齢者の方、ここをうまくバランスを取りませんと不公平感も出てきますので、公営住宅を含めた町全体の調査をさせていただいた上で、助成の制度についての検討を始めさせていただきたいなという思いでございまして。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 受け取りようによっては前向きな回答だと思っておりますが、町内の全て公平にと言うんですが、高齢者も含め、最近では地球温暖化の傾向があつて非常に暑くなっております。熱中症であちらの世界へ行かれる方がないような政策を取っていただきたいと思っております。それをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、8番目の通告者、6番、大多和議員の質問が終わりました。

ここで10分間休憩します。

午前10時32分休憩

.....

午前10時42分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を再開します。

9番目の通告者、9番、河村由美子議員の発言を許します。9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 通告は、私は3点出しておりますが、まず、ちょっと順番を申し訳ないんですけど、変えさせていただいて、3点目の病院の方向性についてということ、6番

議員の続きもございますので質問したいと思います。

令和4年度に、それを目途に公設民営ということをあり方検討委員会、第三者会議を継続中ではありますけれども、私が思いますのに、いろんな地域性とか将来的な人口とか鑑みて、やはりこの病院は救急医療は必須であると、住民が生きていく最低のセーフティーネットでもありますし、そういうことの中でとは言いましても、非常に病院経営が厳しいという中で、現状の今のいろんな先生方、いろんなことを入れて、設備であり人員であり、約300名だと思うんですけども、そういう現状の規模のまま存続するには、幾ら公設民営だという方向が決定ではないということですが、出された中で、今の町の財政から見たときに、大変厳しいんじゃないかなというふうな思いがします。

それにつきましては、やはり、今、課長も入っておられたりして、病院側と色々な協議を進めておられると思うんですけども、病院のほうもいろんな財政の改革という改善策といいましょるか、そういうものを現在、町のほうへ出されておられると思うんですけども、そういうのを見られていろいろ検討中であろうというふうには思いますけれども、まずはそれも非常に重要な進行中のことではあります。私は、町長が一応表明されたわけです。令和4年4月1日かどうかは別としまして、公設民営ということが世間様には公表されているわけです。そうすると、やはり一家の長として、吉賀町は町民の健康維持を守るためには、この病院をどういうふうにする、民営がいいのか、現行のままがいいのか、そういうことを全てを網羅した上で、やはり方向というもの、町が主体性を持って方向性を出すべきだと私は思います。

そのことについて、やる方向の中でいろんな支障が出て問題が起きるということは当然昨今でございますから、この御時世、コロナが出てきたりとかいろいろ経済情勢が変わってきます。そうした中で非常に難しくはあると思いますけど、まずは、町が主体性を持って方向性を出すということは非常に重要なことだというふうに私は思いますので、まず町長のお考えをお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、河村由美子議員の病院の方向性についてということでお答えをしますが、先ほど、ほかの議員とお答えをさせていただいたものと重複する部分があります。その点、お許しをいただきたいと思います。

御質問にございます令和4年度をめどに公設民営化ということについてであります。これは今も議員のほうからは、令和4年度の4月になるのかどうかということですが、これはもう何回も申し上げておりますように決定事項ではございません。一つの指標ということで令和4年度に設定をさせていただいて、いろいろな事務なり検討を開始していこうということでございます。これがそうなるのか、それとも後年度になる、これはまた今からのこととござい

ますので、その点につきましては、繰り返して申し上げておきたいと思います。

それから、公設民営が適当と判断をさせていただいておるところでございますが、町財政に及ぼす重要事項の検証が未実施であります。今、御懸念のところをまさにそうでございます。不確定要素が非常に多うございますので、公設民営化について引き続きあり方検討会議、その前段は専門部会でございますが、関係者のところで今協議を進めているというところでございます。

それから、土地柄というのは、恐らくこうした中山間地の中にあつて、救急のことが非常に重要だろうという意味合いだろうと思います。この救急医療につきましては、第3次の吉賀町地域医療計画の重点目標に掲げた当地にとって必要な医療でありまして、町民の皆さんが生活する上で安心、安全を得るため、大切な大きな要素であるというのは、申し上げているとおりでございます。

昨年度より、初期救急医療として鹿足郡医師会が担っておりました休日在宅当番医制度、これが廃止になったということから、体制の確保にはより一層この六日市病院に課せられた役割は本当に重要、大きくなったというふうに考えております。このため、ドクターヘリの運航を今どの都道府県もやっているわけでございますが、ドクターヘリを活用した救急医療の継続や、救急医療体制の充実に向けた六日市病院に対する支援として、吉賀町社会医療法人石州会救急医療等対策事業補助金、こうした制度を今準備しておりますが、この補助金制度の中で今年度は救急告知分といたしまして、3,629万4,000円を助成をさせていただいております。財源につきましては、8割が特別交付税です。残る2割は町の一般財源、持ち出しということになりますので、これにつきましても町財政の負担は生じている、大きいということでございます。

また、救急医療を存続させるため必要となる医師等の人員確保も重要でありまして、昨年来、可能な限り支援を行って、厳しい状況において引き続き救急医療を存続していただきたいというふうに思っているところでございます。

救急医療に限らず、非常に病院経営が厳しいという中であつて、議会のほうには先般は6,600万円の財政出動の御承認もいただいたところでございます。本当にこの地になくしてはならない医療機関、病院でございますので、行政として許される範囲の中でしっかり支援もさせていただきたいという思いに変わりはありません。

そのような状況におきまして、あり方検討会議では、本年に入りまして公設民営化にした際の町財政に影響を及ぼす重要事項の検証、これに重点を置いて検討を進めておりまして、吉賀町、それから島根県、さらには石州会、それぞれにおいて課題の整理に向けた作業を行ってきたところでございます。その結果、石州会からも検討に当たり重要となる将来にわたる収支計算書や、それから施設設備の修繕の更新計画、こうしたものも提出をさせていただいておりますので、今後はその内容を基に分析を進めてまいりたいと思います。

特に、町と石州会においては、今後の病院事業における診療科目の話も先ほどございましたが、外来診療、それから病床機能、病床数、介護事業における施設サービス等について事業内容を決定していく上で、多くの協議を行う必要がありますので、担当者をはじめ様々なレベルで事務協議をしっかりと確保させていただきたいと思っております。

通告の中で、円滑にできていますかということで、双方の協議は円滑にいつているのは間違いないと思っておりますけど、ただ、その内容というのは本当に多岐に及んでいます。重たい課題ばかりでございますので、双方、そしてそこに県も入っていただいて、しっかりと調整をさせていただきたいというふうに思っております。

その前段では、やはり病院をこれからどうしていくか、今ありましたが、今のままいくのか、それともというお話がございました。これも先ほど申し上げたとおりでございますして、病院のあるべき姿の将来像を現状維持でいくのか、そうでなくてしかるべき適正な規模に持っていくのかというところをまず決めなければいけない。町でということがございました。町で決めることはそれはできますが、これはやはり相手がある、現場があることですので、関係者としてしっかりと話を調整をさせていただいて、そこら辺りの調整もさせていただくということになろうかと思っております。

せっかく、今三者で協議を昨年といたしますか、始めさせていただいている部分でございますので、それをしっかりと大切にしながら関係者で協議を進めてまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 町長が言われるように、いろんなことを進めていくには多岐に及んで検討課題が大きいということは重々分かりますけれども、やはり町は町として、これに対してこういうふうにこうということを姿勢を持たないと、総合判断でいったら、例えば今から何年、一応指標ということですからあれですが、1年半しかないので、それがまた今みたいなこととずるといっていくということになりますと、もっとそういう目標というものがずれ込んでいくのと同時に、今年度も病院のほうの財政、私はつぶさに見てはおりませんが、いろんな支援をしてもしても財政的に厳しいという数字であろうというふうに思います。

そして、現在、長期債務が、金額は言っちゃいけないかもしれませんが、それと同時に、現在進行形もどんどん膨らんで増幅しようという状況にある中で、やはり病院は病院で経営改善に向けてどういうふうに改善しなくちゃいけないという努力をしておられると思うんです。

そうする中で、前回も申し上げましたが、さっきも町長が言っておられましたけれども、六日市苑のほうは4階、5階が120床で下の西病棟が34床ですね。それで合わせて154のある中を全体的に言ったら、そのものを今年度、2年の4月からでも、昨年度からもうずっと検討しておられたんですよ、病院は。介護医療院のほうへ移行したいという意向で準備をしておられ

たのにもかかわらず、どういうわけかいろんな8次の介護保険の事業計画のいろんなことがあるということです。そして、今年度10月、来月をもって西病棟の34床をもう閉鎖をすると。残りの120で運営をするわけなんですけども、病院のほうとすれば、その120を来年の4月1日からでも、例えば、日にちがです。介護医療院に移行したいということは、もう町のほうにも申出をしとると思うんですけども、そういう準備を町のほうが福祉課のほうでも検討して、いろんな介護保険の連動したいろんな負担増とかのこととかいろんな問題があるかもしれませんけども、病院のほうとすれば、そういうことをしてでも、少しでも経営改善に向けてやりたいということがあるわけです。

そうする中で、それをしないとともっともっと赤字が増幅されるということになりますと、やはり今後、公設民営に移行するに当たっても、そういう問題も当然膨らんできたものが整理せんにやいけない時期が訪れますから、現在進行形の中で町は町としての考えとか、介護保険の試算の関係もあるとは思いますが、病院が改善しようとしとる介護医療院に移行するには、もう遅くても12月には決定していないと、事業移行ができないというお話すらありますから、その辺のところは現在どういうふうになって、町とすればそういう移行ができる体制にあるのかどうかということをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 介護医療院のことにつきましては、これまでお話をいろいろさせていただいた経過をお話をさせていただきました。河村由美子議員のほうからもございましたのでお答えをさせていただきましたし、6月のところでは、また違う議員のほうから介護医療院のことについては御質問がございまして、その経過等についてはお話をさせていただいたとおりでございますので、そこは重複になりますからお答えは控えたいと思いますが、いずれにしても、今の介護のほうで言いますと、今年度末までが第7期の介護の計画、来年度からは今度は第8期の計画ということで、それに向けて今策定委員会等で具体の作業が始まっていくわけですが、まずはその前段として、介護の吉賀町が適正な形になるにはいかようにしたらいいかということをお聞きしたい、今まさに予算をつけていただいた、先ほど紹介させていただきましたが、SIMのほう、特に具体的には厚労省のほうへ席を置いていただいております筒井先生のほうへいろいろ示唆をしていただいているということでございますので、その状況を見ながら対策を講じていきたい、それから、策定委員会の開催に向けていきたいということでございます。

それから、今から専門部会のほうでいろんなことを協議させていただくということにしております。これも全員協議会のほうで示させていただいておりますけど、公設民営化に向けて不確定要素の部分の検証が必要な項目というのを、これ、当初は5つの項目というふうに申し上げておりましたが、事務方のほうで詰めてみますと、分け方として6つの項目に分けてやっていこうと

いうことをごさいますて、社会医療法人の要件であったり、それから、当然、町財政に及ぼす影響であったり、それから石州会自体の経営改善であったり公設民営化の時期であったり、それから長期にわたる機能、規模であったり手続であったり、それからもう一つは指定管理のいわゆる手法、そうしたこと、この6つを精査をさせていただきたいということで、これ今3者でスケジュールを立てて、それに基づいて、申しあげましたように計画書も病院のほうから出ましたので、石州会のほうから。これを基にして調整をさせていただきということでございます。

日は刻々と過ぎていくわけでございますので、当然、そこら辺りは我々も承知をしているつもりです。3者、そうした思いは一緒でございますので、関係者でしっかり調整をさせていただきたいということでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 私は思いますのに、要するに病院のほうの赤字の本丸といいますか、その辺が分析されていて、今の改善、町が望むといいますか改善策も出されたんであろうというふうに思っておるわけなんですけども、やはり、これがコンサルとか何とかに丸投げとかいうことも一つかもしれませんが、必要以上に経費をかけるのもしかりですが、やはり常に病院と役場のほうとが連携が取れる、当然、福祉課があるわけなんですけど、福祉課というのは一般の住民の方のサービスもしなくては、事務作業がありますから。私は庁舎内の職員の中でもすごく福祉に精通された人がおられます。そういう方を別に外部から入れるということでは経費がかかりますから、そういうことでなくて、職員の中で常に病院との連携を取って、例えばこの連携が円滑にいくというふうな仕組みをつくっていったらどうなのかなというふうに思います。

さっきから言いますように、六日市病院の赤字の本丸は、多分六日市苑の老健のほうであろうというふうに推察しているわけなんですけれども、いずれにいたしましても、全国的に見ても非常に、当然今年はコロナの影響もありますけども、公立にせよ私立にせよ民間にせよ、病院全てが6割を超える病院が赤字なんです。当然、こういう僻地といいますか、ところではやはり患者さんも当然少ない、そういうことの中で、非常に国が示しているような指標に基づいて、診療もできかねるというようなことで、ますます状況が悪くなっているということの中で、町はできるだけの支援をするという格好ではあるんですけども、先ほども3,624万9,000円の中のこうこうというような話もありましたけど、そういう一過性のものでなしに、今後は本当に病院を残すためには推察とか仮置きとかでなくて、ある程度目標、用途を決めてやらないと、どんどん多岐に及んでいるからということで、どんどん繰り延べしていきますと、それこそ人口がどんどん減るという中で、今の法人2税の事業税だって住民税だって、どんどん下がっていく状況にある、そういう経済情勢の中で、町の財政も合併算定で一本化にしてどんどん交付税も減る、その中でお金を稼ぐ道がないものを、ゆ・ら・らもそうでしょう。維持しなくちゃいけないわけだし

よ。そうすると、どんどんいろんなものにお金がかかってきます。

そういうところで、やはり指標とか仮置きとかいうことでなくて、もうここまでにはやらなくてはいけないんだという決定をして、物事を目標に向けて走っていくんでないと、ずらずらずらいったんでは私はいつまでたっても課題山積であるからというようなことを言っとるようでは駄目だと思うんですけども、それは一番の最高責任者である町長がやっぱりきちっと旗を振って、そのほうの目標に向かって全身全霊でいくという格好を取らないと、物事は解決の方向にいきませんよ。

そうしないと、病院のほうはどんどん赤字になる。民間の金融機関だってどんどん良い顔をして幾ら金利がもらえるというても貸しませんよ。そうすると、幸いにしてこの制度資金なんていうのがあるから、借入れをしたとは言いますが、もらえるお金じゃないですからね。そういうもんで運営している病院のほうも、それは努力も重ねておられても、努力のもう仕方がないところというのも当然起きてくると思いますから、やはり何度も何度も言いますが、4年の4月が妥当かどうかは別として、そういうふうに指標を出したと、皆さんに公表をしたということは、これをやり切るんだという構えを持たなくちゃいけません、町長自身のお考え、私が1人でやるんじゃないからという問題じゃないんです。そういう考えの下に、みんなでこうこうという姿勢でないとできないということを私は申し上げておるわけなんです、いかがですか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 私、首長としての構えというお話がございました。そうした気持ちがあるから、昨年、県知事のほうにも無理なお願いをさせていただき、当然、石州会六日市病院のほうにも当然でございますが、お願いをさせていただいて、3者でお話をするテーブルを設けたというのが、まさにその表れでございます。

ですから、そうでなかったらということを行うことはできませんけど、本当にこの病院を残さなければならぬ、病院機能を残さなければならぬという思いの中で、そうしたあり方検討会議というものを設置をして、協議をスタートさせていただいたということでございます。ですから、その会議自体の責任、会長も私でございます。ですから、そこでしっかり議論をしていただくと、まずその前段ではそれぞれの事務方のほうでしっかり調整をさせていただくということで、今、事務を進めております。

必要なのは、今からのスピード感でございますから、今、スケジュールを立てておりますので、それに沿って一つずつしっかり歩を進めていきたいということでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 何度も申し上げますように、言うまでもありませんが、やはり医療機関というものは住民の生命、健康を支える社会に不可欠なインフラでございますので、将来、

住民に対しまして、将来的な禍根を残さないように事を運ばなくてはなりませんし、やはり、町長もお考えのようにスピード感というのが大事なんです。その中で、もう一度聞くんですけども、病院が思っておられる、計画をしておられる介護医療院へ、120床の移行については、4年度4月から移行ができる、できないとその方向で進んでいる、段取りを事務方がやっているということについて、もう一度答弁をお願いします。

それと、これは一つの余談ではありますが、鳥取県のこの前新聞で出ておりましたが、病院もこれは公立病院の99床の小っちゃなと言っちゃいけません、病院なんです、これはふるさと納税が3,400万円ぐらいその町があるそうなんです。日野町ですか。そういうところで、悲しいことに吉賀町は二、三百万円、1年であるかないかのことで、こういうふうなのが、今、全国でふるさと納税を活用して公立であったり民間病院であったりするところでも、そういうものを活用して病院が大変だから、6割も7割も赤字なんだから、その辺を支援しようという動きがあるわけです。自治体でも。全国の自治体、これはたまたま私が新聞見たちゅうだけではありますが。

そういった具合で、私が何度も言いますが、やはりそういうところでも出せる、稼げるまちづくりをしていかないと、国から来たものをぶち割ってというようなことを経営しとるようなまちづくりでは、将来の夢も希望も、若者も定住しない町になりますから、やはり町長がおっしゃられます、さっき言われたようにスピード感を持って物事の解決の方向に向かってほしいと思います。

その中の1点で、4年度4月から介護医療院へ移行、その辺は、課長からでもいいですから答弁をお願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今、第7期の計画期間中ですが、そうした中であって、やはり介護医療院は難しいという、これは圏域のこともありますから、まず計画ないものということでお話をさせていただいたとおりでございます、そうした中で、吉賀町も断念せざるを得ない、当然、圏域の益田市、津和野町もそうございました。無論、県のほうにもないということの中で、そうした結論に至ったわけですから、来年以降ということで、第8期、新しい介護保険計画の中でということになりますので、今、何回も御紹介をさせていただいております支部のほうで、いろいろな基礎的なデータを集計、分析をさせていただいて、そうした作業もしておりますし、基本でいうと、やはり第8期の策定計画のほうで今からの作業になるかと思っておりますので、この段階で私のほうがそれが結論じみたことをちょっと言うことはできないと思います。当然、その委員会には外部の方も入って、今からやるところでございますので、そうしたことで御理解をいただきたいと思っております。

それから、鳥取県の日野のお話もございました。吉賀町と同じような規模のところはたくさんあるわけでもございまして、先ほど、ほかの議員の質問にもお答えをさせていただきましたが、人口が大体同じ規模の公立病院を今からやはり整理をしていただいて、吉賀町の人口規模ではどのぐらいが適正かと、こういうお話もさせていただきました。

私ども手元にたくさん資料を頂いていますけど、やっぱりかなりあります。島根県内というか中国地方、それから四国のほうでもたくさんあるわけでもございますので、そうしたものを見ながら、適正ないわゆるベッドの数をやっぱり考えていくのも一つの分析の方法だろうと思います。

とは言いながら、病院財政というのは本当に厳しくございます。御案内のとおりでございます。その財源としてふるさと納税ということで、お恥ずかしい限りで、吉賀町は御紹介があったような金額なんですけど、今のところ今年度どうにか今まで200万円後半から300万円であったものを、今年度は500万円にまずステップアップしたいということで申し上げて、7月に新しい返礼品の商品とございますか、お品をたくさん準備をさせていただきました。そのほとんどは職員の提案制度で作った商品でございますし、それから、職員が提案制度で作った提案をしたそのアイテムを社会福祉協議会とかへ御紹介をさせていただいたら、お墓の掃除であったり空き家の見守りであったり、そうしたことも返礼品の一つとしてやっぱり加えていただいと。その今影響とございますか、効果が出ているんだと思いますけど、7月から寄附の件数が増えております。ただ、こうしたコロナの感染期の中ですので、金額は低うございますけど、まずは吉賀町をこうして探していただいて、ふるさと納税をしてみようかという方が増えておるといのは間違いない事実でございます。

特殊な事情がありますので、昨年度と今年のこの時期を単純に比較するのは、これは適切ではないかと思いますが、ただ伸び率からいうと、今、倍増しています。願わくばこの倍増でずっと伸びたいんですけど、ふるさと納税の時期というのは、大体ピークは年内の12月でございますので、今から本当3か月ぐらいが勝負だと思えますけど、少しでも多くの皆さんにふるさと納税というよりも、まずその前段で吉賀町に興味を持っていただく、これがまず第一番だろうと思えますので、しっかりこれは職員と一緒に頑張っていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） それでは、病院のことは置きまして、2問目の質問なんですけど、順番は前後します。

2番目の質問には、企画政策立案の強化についてということで質問を出しておりますけども、自治体の民間企業と同等、それ以上に経営思考能力というものが求められている昨今でございますが、非常に民間の活力とございますか、地域力というものが低下の独りが予測されております。

景気も悪うございます。

そうした中で、国も1次の補正が1億幾ら、2次補正が2億円、約3億2,000万円の当町へ入ったわけなんですけども、全体数で言いますと、第2次の地方創生臨時交付金というものが、国の予算で2兆円だったんですよね。そして、その予算の配分の中で、人口比とか何とかで来るのか定かに勉強しておりませんが、島根県は89億円来たんです。そうすると、単純計算していかがなものかとは思いますが、19市町村でぶち割った場合、その配分が、2次補正のことを言っているんですよ、私は。ぶち割って、4億6,800万円何がしが吉賀町に入ってくるんじゃないかなというような非常に甘い夢を見たわけなんですけども、1次、2次合わせて全体で3億2,000万円でしたよね、吉賀町。そうしたところで、この使い道というものが限定されていますというか、20項目ぐらい、当然、病院のことも入っていましたよ。農業、林業、その他、商工業、いろいろなものが入ってまして、この中で新型のウイルスの長期化が予測される中、都市部から田舎へテレワークだリモートワークだとかいって離れてきて、田舎のほうへオフィスを移すとか移住するとかというような動きを見る、そういった地域が活力出たり、人口が増えたり、現行の厳しい、例えば、病院で言うと維持をするのに厳しいものを支援するという、存続させるというふうな目的の計画書をきちっと出したところへ多くの配分が来るというふうにも私も理解しているんですけども、その辺で、吉賀町の今後の展望、その辺をいかがお考えなのでしょうかとということをお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、前後いたしておりますが、企画政策立案の強化についてということでお答えをしたいと思います。

当初、我々が想定しておった答弁、要旨とはちょっと違うかも知りません。それはまた後ほどのところでお尋ねをいただきたいと思います。

まず、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金について申し上げておきたいと思っております。この交付金につきましては、先般の全員協議会で概略を説明させていただきました。今、御案内ありましたように、国の第2次の補正で、国全体では2兆円でございます。当吉賀町につきましては、2億4,800万円余の追加交付となっておりますので、第1次のものと合計いたしますと、約3億2,000万円という金額になったところでございます。

これに伴いまして、町の計画については、これも全協で資料をお示しをさせていただきました。1次の20ありました事業でございますが、これに今回21の事業を追加をさせていただいて、第2次計画としての取りまとめを御報告をさせていただいたものでございます。

今回の追加の交付に当たりましては、算定方法が2つございまして、一つは、事業継続等への対応分ということで、3,401万6,000円、もう一つは、新しい生活様式等への配分という

ことで2億1,423万円ということで、先ほども申し上げましたような金額になっているということでございます。

今回の配分は、国が一定程度のルールの下に配分を受けたものでございますので、あらかじめ自治体のほうがこうした計画があるからというそのメニューをお示しをして、それに対して交付があるということではございません。ですから、1次、2次で3億2,000万円何がしかの内示交付をいただく予定でございますが、これをいかように使うかというそのメニューを、その後吉賀町が県、国に示して、それが採択をされるかどうかということでございますので、そうした形で事務が流れるということを申し添えておきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 先ほど町長が説明されましたが、この2次補正については、主な使い道というのが限定されていたんじゃないかと思うんですが、スポーツとか文化イベントとかオンライン教育とかいろんなところへ20項目というようなことを私は理解しておるんですけども、それはそれとして、要するに、そういう予算が来たからいろんな分野の手当てができ、今までできなかったしよとすることができてきて、子どもたちのリモート教育もできるようになってくるということですから、非常にいいことだとは思っています。ですが、私は、やはりこのことは別枠で置いても、物事って会社でも家でもそうなんです。今年度の計画はどうしよう、ああしよう。会社は新年度はどうしよう、ああしようということで、いろんな事業計画を立てるわけなんですけども、やはり役場もいろんな部署があるわけですから、いろんなところの近隣町村であったり類似団体に負けないような知恵を出し合ってやって、そのことで住民の生活が安心、安全になって豊かになるというのが大前提なんです。そうするということになると、やはり職員の方もいろんなツールを利用して、スキルアップをしなくちゃいけないと、そうすることがいろんな相乗効果によって人事考課が上がってくるというふうなこともあると思うんです。

過度な人事考課というのは、反対にデメリットといいますか、失敗するケースもありますけども、それはそれとして、その辺をやはり職員の方も、民間とは違ういろんな時間的余裕であったりとかあるわけですから、そこで大きく町の形態といいますか、将来像が変わってくるんです。それは民間もそういうことを一生懸命されている一部の方はいらっしゃるんですが、民間というのは、人材的に都会とは違いまして、なかなかそういう人材集めていられないとか、財政的に厳しいとか、資本力がないというようなことの中で、やりたくてもできないということが往々にして多いんですけども、そうした中で、やはり戦略的な部分というものを役場は持たなくちゃいけないと思うんです。それは当然、経営を軸として資産管理とか財務評価とかそういう分野で総合的に追求される部署、そういうこと。

それと、エンジニアリング分野というのは、快適にものが効率的に計画、建設、運営ができる、

そういう分野もきちっとすみ分けをしなくてはいけない。それと、残りはサービス分野ですよ。それは日々の住民への細かいサービス、清掃であったり防犯であったり、消防防災の管理、危機管理、そういうところもきちっとすみ分けをしてやらなくてはいけないというふうに思うんですけども、そうすることで、やはり職員の方もさっきも言いましたが、本当、そういうことに政策立案に精通された方がいっぱいいらっしゃるんです。それを、やはり民間だったら適材適所とか年功序列を言わなくて、もうどんどん抜てきしたりして、その能力をばんと出せるというふうなことが企業努力によって企業を成長するというようなことにつながってくるんですが、役所もしかり一緒だと思うんです。そういう経営者能力というか意識、人ごと、人の金じゃないんですよ。そういうことで、この株式会社吉賀町の運営部隊であるというふうなことを意識を持ってやっていかななくてはいけないと思うんですけども、そうした中で、町長も、ちょっと逸脱するんですが、経営というものをやはり考えてみたときに、病院は赤字でもやらずにやらない、温泉はすばらしい誘客するとこだからやらずにやらない。じゃあ平成5年からやったエポックは、採算、儲からんけえやめますよと、そういうことでそれに携わった人間その他はどうだったのかなというふうな思いもするんです。

それは、トップの決断であったんであろうというふうに私は思います。だから、ちょっと先ほどの病院の話に戻りますが、その辺のところではトップの姿勢、理念、そういう意識がきちっとしとれば、みんなこの指へたかれじゃありませんが、これに向かっていろんなことを精査して、クリアしようよというふうなことが醸成されてくる、それが本当の将来の未来のある吉賀町のまちづくりというふうに私は思います。

そのためには、我々はなかなか難しい面がありますから、職員の中でそういう政策立案能力者、そういうものをきちっとやってこの町の運営というものを目指して行ってほしいという思いがするんですけども、町長その辺についていかがお考えでしょうか、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 結論申し上げますと、今河村議員が言われたようにやるべきだろうと思っております。

役場の中の組織のお話もございましたが、それぞれセクションがあって、そこには与えられた分掌があって、与えられた業務をしっかりとこなしていくということが求められるわけでございまして、そうすることによって住民の皆さんの福祉の向上をやっぴり目指していくというのが我々公務員に与えられた使命でございますので、そこを逸脱することはできないというふうに思っております。

そうした中で、それをやっぴりやっていくのは職員でございますので、当然適材適所が必要だろうと思います。それは人事の範疇の話になりますけど、それを見きわめていくのは我々の立場

だろうと思いますから、そこは忘れることなく対応させて頂きたいというふうに思っております。

財政のお話もございました。それがまさに今度は最終的には経営ということになりますが、まずはその依存財源があるわけですから、これを脱却するというのは非常に難しい話でございますが、少しでも自主財源が増えるような策をやっぴり工夫していく、まさにここが政策立案能力のところだろうと思います。

そうしたことも含めて、今健全化の計画であったり、行財政の計画も策定をさせて頂いて進捗をさせて頂いておりますので、その本線から外れないような形の行政経営をしていかなければならないと思います。

温泉の話とかエポックの話がございました。温泉は申し上げているとおりでございますし、エポックにつきましても現状報告をさせて頂きました。

特に、エポックにつきましてはこれは会社でございますから、そこへ行政が今出資をしておる、その中の資本金について52.5%が吉賀町だということで、筆頭株主ということもあります。会社だからということにはなりません。やはり公の行政が果たすべき役割、責任があるわけでございますから、そこはしっかり抑えた上でこれからの対応を考えていきたいということでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 言われることもよく理解できますけども、第3次の吉賀町の行財政改革プランの中に、やはり多様化する住民の要望によって応えていくということは財政的にも非常に困難であると言わざるを得ないというふうなことが書いてありまして、理念の2番目として意識改革ということがうたってあるんですよ。

そうした中で、理念3につきましては吉賀町の行財政改革の推進委員会が報告をしております。総括の意見としてですね。そういうふうなことを踏まえて、幾ら絵に描いた餅でプランを作り意見書が出されて報告を受けても、中身の意識が変わらなかつたらこれは絵に描いた餅なんですよ。

ということは、やはりわが身をつねって人の痛みを知れということがありますが、そういった具合にやはりその辺の痛みを我がこととしてやらないと、この厳しいコロナの時代、不況、今から3年も5年も、大手は回復するかもしれませんが、こういう中山間地の狭隘な町のわずかな人口のところは本当、景気が回復するということは将来的に非常に見込みが厳しいというふうに私は考えています。

そうした中で、職員ばかり責めているわけじゃないんですよ。そういうことを発信して頂いて、町民の皆様がそれに追随して踊って行って全体が盛り上がってくるというふうな仕組みをつくってくださいと、それは任命権者である町長の責任で言ったらちょっと圧力かもしれませんが、その辺のところはやはり会社でも社長とかいろんな人が適材適所、いろんな人員配置をするような

もんでございますので、その辺のところはしっかりとやって頂いたらいいんじゃないかと思いません。

今2次補正の中で、せっかく産業課が町民1人当りに5,000円ずつ配付して、どこの商店街でも使えるということはこれも一つの発案かもしれませんが、言い方によればばらまきかもしれませんよ。その中で、全体では3,150万円が5,000円ずつ、外国人の皆様にも6,000何がしに配るとかかるわけですよ、3,000幾らが。

それだったら、個別のことよりもっとこうしたところに、そうはいかないのが行政の予算の仕組みであろうとは思いますが、向けてもうちょっと使い道があるんじゃないかなというふうなことも私は考えております。

ですから、今のそういうことが後世にツケを回して、国がやってることもすなわちそういうことですが、今後は年金の切り下げだの何だのいろんな消費税の負担だのということが、今年たった東日本復興税でも取られておるわけですからこれじゃ仕方がないとは言いますが、やはりみんな全国47都道府県が、一生懸命切磋琢磨やっておる、この皆様もみんな優秀な方がいらっしゃいますから、本当に指揮官として町長もしっかり旗を振って頂いて、住民生活が充実した町民、吉賀町であるということの中で、政策立案能力を高めるそういうことに邁進してやるんだという、そういうことによっては職員の配置替え、年功序列でいくんじゃないんですよ。

若くても本当に、中谷さんのころもなかなか若いものやら女性をこうするというのは厳しいものがある、若い者が古いのを使いこなすというのは難しいというな答弁も何度も私は頂きましたが、そういうことを言ったらいつまでもだめだと思えるんですよ。それが改革であるということをお私に申し上げたいんですけども、町長その辺についていかがお考えでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まずコロナの関係の経済対策のことについてお答えをしたいと思いますけど、今回先日全協で説明させて頂いて今補正予算で上げておりますけど、振興券で言うと6月の一般質問の中では、複数の議員の方から1人当たり1万円とか2万円とかそれ以上といろいろお話がございました。

ただ、そうしたことが必要なんだろうなということを我々は受け取ったわけです。ですから、どうにか制度設計をしたいということでいろいろ商工会の皆さんともお話をさせて頂きました。

先日もちょっと申し上げましたが、気をつけなければならないのが今先行して商工会、パピヨンがしておられるプレミアム商品券がまずあるわけですから、20%のいわゆるメリットを持たした。ここの、その券との競合がやっぱりあってはいけないということで、一定程度時期をずらさないといけないだろうと。

もう一つは、取り扱う店舗のこと、こうしたこともやっぱり商工会のほうとしっかり精査をさ

せて頂いて、取り扱いについて調整をさせて頂いた結果として、金額的にはお一人当たり5,000円ということで本当少額かも分かりませんが、国のGoToトラベルキャンペーンのものがあつたり島根県のプレミアムの宿泊券があつたり飲食券があつたり、吉賀町ではプレミアム商品券があると。そうした中にプラスアルファでやる今回の振興券ですから、金額的には5,000円ということはそうした状況の中でということで御理解を頂きたいと思います。

あとは、これまだ今から補正を議決して頂いたら事務手続入りますけど、しっかりこの町内で還元をして頂くということを町民の皆さんにはお願いをさせて頂きたい。100%使って頂くと3,000数百万円はこの町内に間違いなく落ちるわけですから、そうしたことをぜひお願いをさせて頂きたいと思います。

一方ではばらまきというお言葉もありましたけど、決してそういった思いはございません。少しでも経済支援、家計に御負担をかけない、支援ができるようにということで制度設計させて頂きました。

実はこの地域振興券、吉賀町今回やらせてもらいます。先行してプレミアム商品券があります。今その2つをやろうとしておるのは、島根県19の自治体では吉賀町だけなんです。ですから、その金額の多い少ないはありますが、その2つをセットでやろうとしておるのはこの吉賀町だけです、そのこともやっぱりしっかりアナウンスをしていかなければいけないというふうに思っております。

それから、意識改革のお話がありました。言われるのはごもっともでございます。そうしたところがないと次のステップになりませんので、これはやはりその研修もそうでございますが、日々の仕事を通じて心がけていきたいというふうに思います。

それから、まちづくりのお話もございましたけど、これやはり行政だけでできるものではございません。そこを住民の皆さんにも御理解頂いて、官民挙げてまさに協働のまちづくりという言葉がありますけど、そうした理念を持って行政と、それから民間、住民の皆さんと一緒に頑張ってまちづくりをしていかないと、本当にこのコロナの現下の状況の中では町、自治体自体が疲弊をしてしまいますので、ここはしっかり踏ん張って頑張っていかなければならないというふうに思っております。その先頭を切って、私は役場のほうでしっかり頑張っていきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 町長はべらべら説明されるんですけども、どうも具体性というかそういうことに乏しいという感がありますので、やはりこのことについてはできるというものもあると思うんですよ、町長一存でといやおかしい言い方ですが、そういうことを加味してといたしますか、通り一遍と当たり障りのないような答弁ばかりでなくて、やはり町長カラーというよう

なものやそういうところが出て、本当にそのことが吉賀町の発展につながるというふうな答弁を、明快な答弁、画期的な答弁を求めて私の質問はこれで終わりますが、次はどういうふうに答弁されるか明言して頂ければ幸いです。

○議長（安永 友行君） それじゃ時間も迫っております。町長よろしく。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 長く話すというお話、これは気をつけんといけんと思います。

それからやはり、私がこうして発言をすることはそれぞれ管理職が聞いておって、それを現場に持って帰ってしっかり制度設計しておりますから、ですからこれまで3月の定例会、6月の定例会、予算の質疑とか一般質問含めていろいろ御要望なり、我々行政に求められたものがたくさんあったと思うんですが、6月の補正予算もそうです。今回の補正予算の中でも多分にそれはあると思います。ですから、通り一遍に言って終わっているわけでは決してありません。それぞれ形にしてこの議場に持ってきておりますので、そこは御理解を頂きたいと思います。

それから、こうして答弁するのもそうですが、あまり総花的といいますか、総ばな的な話になってはいけないということは私も重々分かっております。ですから、そうした中でもこれはやる、これはできないということはやはり明快にしていかなければいけないというふうに思います。ですから、できるものをこの議会のほうへ持って出させて頂いたということでございます。

以上でございます。

○議員（9番 河村由美子君） 以上をもちまして私の質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 9番目の通告者、9番、河村由美子議員の質問が終わりました。

ここで昼休み休憩とします。休憩します。

午前11時42分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、午後の会議に移ります。

午後の10番目の通告者の質問の前に、午前中の6番、大多和議員の1問目の六日市病院に関する質問に対して、町長のほうから答弁の修正があるということで発言を求められております。これを許します。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 失礼いたします。

今、議長のほうからお話でしたが、大多和議員の一般質問の通告の中の1点目でございます。

六日市病院の公設民営化についてという中で、質問項目4点目に町が取得する場合の取得額等の経費についてということで、土地、あるいは建物、設備等もろもろについてのお問い合わせがございました。その中で答弁誤りがございましたので、お願い申し上げたいと思います。

先ほど、その答弁の中で土地につきましては、町有地であり契約により無償貸与となっておりますので、取得手続は不要となりますと、こうした答弁をさせていただきました。これ私のほうの誤りでございまして、次のように訂正をお願いをしたいと思います。土地については町有地でありましたが、平成13年に石州会に譲渡しておりますので、取得手続が必要となりますということでございます。ここに訂正のお願いを申し上げたいと思います。

取り計らいにつきましては、議長のほうへ一任を申し上げたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） ただいま町長のほうから答弁の修正がございましたが、それに異議はないとは思いますが、異議がないかどうかを求めます。よろしいです。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、町長の答弁のとおりということで、午後の一般質問に移ります。

10番目の通告者は、10番、庭田議員の発言を許します。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 4点通告をしてありますので、順次質問をしていきたいと思いますが、例によりまして時間配分が大変悪い人間でございますので、時間の都合によっては全部の質問ができないかも分かりませんが、お許しをいただきたいと思います。

それでは、まず第一に昨日も同僚議員から質問が出ましたけど、第三セクターのエポックかきのきむらについて質問をいたします。

ここは、今、言いましたように、第三セクターでありまして、町の出資、または第三セクターという仕組みから言いますと、町に多大な責任があるわけでありまして、このたび菌床事業を中止するわけですけど、それに至りました経緯、特に町としての責任はなかったのかということをお聞きしたいと思います。と申しますのは、現在13人の生産者がおりまして、シイタケの売上げが3,000万近いものがあります。これらのせっかく投資をして、そして冬場の収入として得られてきたものが、この事業の中止によって絶たれるわけでありまして、大変に大きな問題であると私は捉えています。産業振興という面でも、大変な大きな打撃であろうかと思っております。その中であって、今までに取られてきた町の姿勢が私から言いますと、あまりにもエポック任せだったのではないかと考えております。

先般いただきました2月28日の中で、エポックの菌床のことが施設整備についてという項目があるわけですけど、その中でこの施設は平成5年に設置したままでありますので、かなり施設も老朽化しております。その中で、町のほうもそのことをしっかり把握しながら手をこまねいていたという印象があります。

ここに書いてありますけど、平成5年ですのもう30年近くたつわけですけど、なぜあ

そこの栢谷の一番奥の地を工場に選んだかと言いますと、本当に涼しくて菌のいない場所を選んで、空調施設がないわけですので雑菌が入らないそういう場所を選んであそこに建設したわけですけど、今、御承知のように、大変な温暖化と加えて施設の老朽化が進んでおります。当然、いい菌床ができるわけがないのでありまして、そのことが大きな原因となって売上げの低下、相対の商売もできないわけですので、当然市場に流れれば価格の低迷も当然予想されるわけでありませう。

本来なら、生産者を守る、または産業振興の本当に町が腰を据えてするということであれば、このところをもう少し早く手当をするべきであったろうと思います。

昨日も同僚3番議員が、平成27年に中谷町長に対して一般質問で質問したということをおっしゃっていましたが、中谷町長はこれは柿木時代につくったとはいえ、継承してきちっと手当をしていくということをおっしゃっておるわけですね。

そして、平成29年3月の定例で、町長施政方針で菌床シイタケの生産を拡大するんだということをお述べられております。そのために生産施設の更新、あるいは新品種導入の検討をお表明しておるわけでありませう。それを受けて、たしか二、三年前だったと思ひますが、産業課のほうでも新しく工場を建てる土地を物色して、私にも相談があったのを覚えていませう。今の旧柿木中学校の校庭とか、大野原の運動公園など、いろいろ候補に上がっていったわけですけど、それがここに来て、もろもろの原因はこの設備の老朽化なりいろいろなところにあるにも関わらず、エポックの販売が少なくなったということでおこの事業を中止してしまふ。そのことは、やはり町としてのきちとした方針なり、または責任逃れ、そういうことが私にはやっぱりついて回るわけだ。

そこで、なぜこの原因となっている菌床の品質の悪化なり、いろいろなエポックの健全な経営ができない原因となっている施設の更新を、なぜ早くしなかったのかということをお聞きしたいと思ひませう。まずそこをお知らせいただきたいと思ひませう。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、庭田議員の第三セクターエポックかきのきむらについてということだ、まず前段の部分をお答えをさせていただきたいと思ひませう。

お話のありましたまず経営指導のいわゆる町の関わりの部分についてでございますが、経営指導につきましては、町は第三セクターの経営状況の把握に努めた結果、経営の悪化、健全化の喪失等が判明した場合には、その旨を明らかにし経営健全化に取り組むことが求められていませう。これに基づきまして、平成25年度末にエポックかきのきむらから経営悪化の相談があったことをきっかけに、継続して指導、助言を行ってまいりました。幅広い事業を担ってきた中で経営が継続できるように、収支や人員、販路、商品、資金等、広範囲にわたる内容について、点検と、指導、助言を行ってきていませう。

それから、2つ目のところで施設更新のお話がありました。

幾らか御紹介もございましたが、施設の更新につきましては、平成5年度から7年度に当初の整備を行い、機械や培養ハウス等については老朽化にあわせた更新を行ってきております。

また、平成14年度には初期培養施設の整備も行っております。これらの機器更新等は、1.3キロ菌床の製造施設としての更新でありまして、2.5キロ菌床に対応した更新は実施しておりません。平成28年度から施設の老朽化と需要動向に基づきまして、2.5キロ完熟菌床の製造体制も視野に施設更新の検討を始めました。当時の更新経費の見込みは5億円を超える内容でございました。また、2.5キロ完熟菌床に移行するには、生産者の施設更新や空調整備が必要であり、設備投資に踏み切れない生産者が多ければ効果が表れないことが懸念をされておりました。

このため、将来に向けた菌床販売収益は、当然としてシイタケ生産の促進や生産者の所得向上、雇用創出につながるかなど十分検討した計画を示し、関係者の理解を得た上で判断することが重要となっております。

しかしながら、検討を進める中で、平成29年度のシイタケ販売単価の低下、異常気象による影響等があり、施設更新を再検討しなければならない状況となりました。

その後は更新規模の縮小検討と、指定管理者でありますエポックかきのきむらの収支状況や生産者の動向を踏まえた判断が必要となり、現状に至ったということでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） それは重々分かって質問しとるわけでありませう。

ここに今の町長が言われましたように、気温の上昇とかそれに伴って生産者の注文にあった菌床ができなくなった、または菌床の品質が安定しないために大変生産者が伸び悩んでいるということも、ここへきちっと役場のほうでは分析しとるわけですね。

私が聞きたいのはそうではなくて、そういう経営を圧迫する要因、つまり空調を備えた完熟した菌床をつくる工場の施設、それがなぜできなかったのか。例えばですよ、今、生産者のこのたびも菌床を一本でやりたいという方が夫婦で柿木に来られています。結局、若い方がこうやって半農半Xじゃないですけど、冬場の仕事として、または夏菌ができれば夏の仕事としてこれに取り組もうとして、わざわざIターン、Uターンの方が入っておられるわけですよ。町長が言われるように社会的な人口が増えたと言われるのは、それは外国の方が研修生として入って来られるから、そこのところが吉賀町は少し人口の減少が緩やかになっておられるわけですけど、この人たちは3年なり5年たったら帰るわけですよ。そうじゃなくて、やはりここに骨を埋めようという方をせっかくそうして来られた方を育てない、それは片方ではエンジンを踏みながら片方ではブレーキを踏むようなことですよ。

そこで空調の施設のことでお聞きしますが、地域商社に去年、今年使われた金が3,400万ですか。そして、今、少し引っ込めていますけど、3,000万の出捐金も計画されておりました。6,400万あったらこの空調施設できたんじゃないですか。

要するに私が言いたいのは、そら地域商社も大事かも分かりませんが、未だ生産者も存在すら知らないようなことで金を使う。それよりはこうやって30年も続いてきた産業をやっばり育てる。そこのとこをしないと、新しいものに飛びついて古いものは切ってしまう。そういうやり方は非常に財政の負担も大きいですし無駄がある。エネルギーが本当に幾らあっても足りないような無駄なやり方だと思っております。

町長が、いつも工業製品が島根県の中では奥出雲町に続いて2番だというのをおっしゃられますけど、これは、今、我々が努力して打ち出したこの成果ではないわけでありまして、私はこれはやっばり昔といいますか、縦貫道ができたときにここにインターをつくったその人の成果だと私は思っていますよ。

それはそれとして、農業が町の基幹産業であるというなら、このところはもう少し、もう廃止したわけですので今更またというわけには、それはいくわけもありませんし、そういうことは考えていないですけど、やっばり基幹産業というからには少し腹をくくってやらんとかいうことになる。もう原因のこうやって私がエポックの経営悪化はエポックの責任じゃないと思っておりますよ。第三セクターとして町が支えるべきその根本のところを町が逃げておるそのための経営悪化だと私は思っていますよ。だから、もう少し根本的な農業政策というのをきちっと打ち立ててそこに進んでいかなければ、毎回毎回同じようなことができると思っております。

ここで菌床工場にしろ、集出荷場にしろ、町の持ち物ですよ。町長はいつも町の施設は指定管理か制度を導入するか、直営でやるんだということを言われていますけど、指定管理制度はここには適用しておりませんよ。それは柿木時代からそういう制度だったと言われればそれまでですけど、実際、町の建物を公平に管理するということがになったら、これ指定管理制度を導入して上げておくべきじゃなかったかと私は思っていますけど、そこを活用しなかった理由をお聞きしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） いろいろお話がございました。

外国人のお話もございましたが、これ年限が来れば帰えられるということですが、むしろ私はその外国人がこうして日本に来ていただくこの働き方は、もうそれが普通なんだろうと思います。常態化してくるんじゃないかというふうに私は思います。ああして日本全体で労働人口が、人口が落ちれば当然生産年齢人口が落ちますから、労働者不足、従業員不足になるわけですが、そうした中であって外国からはそうした人材を求めているという、こういったスタイルにな

ったわけでございますから、確かにこの年限が縛りがありますから出入りはあると思いますけど、全体のその動態から言えばそれがむしろ常態化していくように私は思っています。特に外国人の方も吉賀町の住民の一人一人ですから、これ同じようにやっぱり対応させていただきたいなというふうに思っています。

商社のお話がありました。これは深くは申し上げませんが、これはやはり幾らか事務事業の調整をさせていただきながら、今回もお話をさせていただいておるところでございます。工業生産のこと、ほかの議員のところでも御紹介もさせていただきましたが、別に私の成果ということで申し上げているわけでは決してありませんで、当然高速が50年代後半に開通をして六日市インターができて、そのおかげでやはり誘致企業もこちらのほうに来ていただいて、その成果が脈々と継がれて今のような工業生産になっているということでございます。これも大きな大きな基幹産業の一つだろうというふうに思っております。

それから、農業政策全体のことのお話もございました。

エポックかきのきむらのところで申し上げますと、販売単価の低下とか異常気象というのは当然あるわけでございますが、それをベースにしても、そこを、今、運営していらっしゃるエポックかきのきむら自体のその収支状況が非常に悪化をしてきたということ。もう一つはやはりその生産者の動向を踏まえて判断をしなければならないということで、施設の更新につきましてもいろいろそうした御相談をさせていただきながら、議会のほうの全員協議会でも説明をさせていただいた結果になったということでございます。

それから、通告の内容で申し上げますと、管理制度のお話なんですけど、これは議員が言われる管理制度自体が何を指すものかちょっと我々にもちょっと理解できない部分もありますが、当方とすればその議員が言われる管理制度ということ自体がまさに指定管理者制度ということで、捉まえて答弁をさせていただきたいと思えます。

菌床関連施設につきましては、エポックかきのきむらが町施設の指定管理者として現在も管理運営をしておるわけでございます。当然議決もいただいております。指定管理料につきましては発生をしておりますが、これはこれまで収益を上げているということで、指定管理料は発生をしております。そういうことでございます。

しかしながら、需要が減少する中で損益分岐点を下回る経営に陥ったということから、収支が悪化してきたものと判断をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 指定管理料を計上していないということについて、私が質問しておるわけでありまして、当然収益が上がるだろうが下がるだろうが、管理料は支払われるべきものじゃ

ないんでしょうか。そこのところが、こういうことも収益を悪化させた原因、片方はこのたびのコロナで損失補填までしながらやっとなる指定管理の施設もあるわけでありまして、それから比べたら完全にこれは行政の早く言ったら頬かむりですよ。黙っとるとこには何の手当もしないという、本当に無責任なやり方だと私は思っております。今からこれを蒸し返しても仕方ありませんので、この辺で置きますが……。

このたび、エポックを民営化にということで、一応第三セクター解散ということになる方向で説明を受けておるわけですけど、その中で後始末としてこの13名の今までシイタケを生産して収入を得たその代替として、町はどのようなことを皆さんにお約束できるのかということが第1点です。

それと、個人出資の方が7人おられます。120万と聞いていますけど、これの取扱いをどうされるのか。そして、これははっきり分かりませんが、きのこの里づくり事業の補助事業を入れておられる方がおったら、これの取扱いをどうするのかということ。そして、工場やらハウス、集出荷施設の今後の取扱いをどのように考えて、生産者の方に負担がかからないような町の責任としてやるべきことを、どのように、今、計画されているかということをお聞きしておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先ほど指定管理のお話がございます。指定管理料につきましては、これはほかの施設も全て同じでございますが、いわゆるその基準額を算定をするわけでございますが、これはざっくりの話になって申し訳ないんですが、標準的な収益に対して、標準的な費用、経費はどのぐらいかかるか、それを計算をさせていただいて、いわゆるその差を基準額としてまずは見立てて計算をするという方法でございますので、その結果として今のような状況になっているということを申し添えておきたいと思います。

それから、生産者の救済でありますとか、それからまず個人出資者の扱い、それから施設利用云々こうしたことについてお答えをしたいと思いますが、生産者13名いらっしゃるということでございますが、こうした方に対しましては、これまでとは異なる事業者から菌床を納入することの影響について支援を行う考えでございます。菌床の単価の差が当然発生いたします。送料も発生すると思われれます。そうしたところの一部について支援を検討しておりまして、これはこれから生産者組織の皆さんと一緒に協議をして、その内容を考えていきたいと思っております。

このことにつきましては、先般の全員協議会の中でも状況が許せば、12月の補正予算の中でというような、今、心積もりでございますので、精力的に協議を進めてまいりたいと思っております。

それから、個人出資、今、7人いらっしゃる。24株で額面で120万ということになるわけでございますが、この出資金の取扱いにつきましては、これは行政としてどうこうというよりも、

これは会社の問題でございますので、今、取締役会を開催する準備も会社のほうでしていただいております。そうした席でありますとか、最終的には株主総会になろうかと思っておりますが、そうした場で協議をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、施設利用の関係もございまして、補助金等のこともございまして、財源を活用して整備した施設でもございますので、こうしたところはまた国、あるいは県のほうと協議を行った上で、判断をしていくことになるのではないかとこのように思っております。

それから、今後の扱いということで、これは昨日のところでもほかの議員のところでもお答えをさせていただきましたが、現状このままでいくと、道の駅の管理運営が主といいますか、それが今の三セクの業務になるわけでございます。当然これは指定管理として、今、していただいておりますので、そうしたことを考えれば会社の経営形態につきましては、先般も申し上げましたように、まずは行政とすれば民営化を視野に入れて検討させていただきたいと。そうする中で、現行の指定管理料も再算定をしていく必要があるのではないかとこのように思っております。これは、今、というよりも、近い将来でそうした方法をせざるを得ないだろうというように、今、もくろんでいるところでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 指定管理料のことですが、これはもう答弁要りませんが、事業が黒字になるときは、それは管理料として出す必要もないかも分かりませんが、ずっと赤字経営を経験していますよね。ちゅうことは、当然町としてしかるべき措置を取るべきじゃなかったのかということをお私に言うわけでありませぬ。

それと、道の駅の民営化ですが、決して道の駅と食堂、食堂やっていますけど、今のところ黒字が出るような状態ではないと思っております。町長、いつも言われますように、管理者に負担をかけるべきではないということをお言われていますので、指定管理料の見直し、あるいは施設もバリアフリーにもなっていないし、ドアも自動ドアではありません。コロナの関係で手が触れるようなところはなるべく改良して、そして障がいを持たれた方でも車椅子で入れるようなそういう心遣いを、もし民営化してエポックを管理者とするならば、ぜひその辺のところは御配慮願いたいと思っております。

先ほど言いましたけど、29年3月の定例で中谷町長は菌床シイタケ生産拡大を施政方針で申し述べておりますし、先ほども言いましたように、3番議員も27年の一般質問で質問を言ったときに同じような答弁をされています。町長も中谷町長の町政を継続したわけでありませぬので、ここで行政の継続性ということについてどのように考えられておるか、お聞きしておきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 民営化に至った場合の道の駅、それから当然食堂も含めてでございますが、ここら辺りの支援をあるいは改修をというお話でございました。

まずはその事業自体を継続をするというのが大前提でございますので、そのことをやっぱり考えなければなりません。そうすると、その前段で今の道の駅の部分の経営の部分、経理の部分ですね。そうしたこともやはり税理士の先生にいろいろなことを相談をさせていただいて、会計処理の仕方であるとか、そうしたことのやっぱり御教授をいただきたいなというふうに思っております。

それで事業をまず継承させていただいて、それをやる中で、今、お話がいろいろありましたが、施すべきものがあれば、それをまた施行等していくということになるのではないかというふうに思っております。

それから、最後のところで行政の継続性というお尋ねがございました。

菌床シイタケ事業は気候の変化、あるいは市場価格の変化であったり、行政の変化を考えれば、行政として施設を整備しての進行を行う状況でなくなったというふうに考えております。これは、これまで全協でも申し上げたとおりでございます。経営の採算性の取れない状況下においては、非常に残念ではございますが、事業を廃止する判断をこれは町の行政を継続をしていくという観点からも、やはり重要な判断ではないかというふうに考えております。前町長がやはり申しおりましたが、本当にそれを継続していくのが本意ではあるわけではございますが、いろいろと取り巻く環境が変わってくる中では、今回のような判断もやはり致し方ないのではないかというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 採算性のことを言われましたけど、町長と少し認識が私と違うわけでありまして、採算性が取れなくなったのは先行投資が遅れたからだというのが私の認識でありますので、それはそれとして、こうやって13名の生産者の方が今まで頑張ってきて来られました。これからも多分、せつかく施設があるわけですので、こうやって菌床をやられる方もおられると思っております。ぜひ、生産意欲が減退しないような措置を取っていただきたいと思っております。

それでは、次に移ります。

遊休施設と空き家の活用をということでお聞きをします。

コロナ感染拡大によって、御承知のように働き方が随分変わっておりまして、今日も町長が言われましたけど、田舎回帰ですね。オフィスを自分の趣味なり、生き方なりが合う場所において仕事をする。あるいは起業をするという方が、一時の流行ではないと思っておりますけど増えております。

徳島県の神山町の例で言いますと、空き家なりそういう遊休施設を利用して、主にITの関係の方ですけど、14の企業が、今、入っておるそうであります。神山町5,190人ですけど、その関係でわずか4人の方ですけど、転入超過になっているということが報道されております。

それと、東京圏も千葉、埼玉、神奈川、東京で7月の統計ですけど、1,459人が転出超過になつとるそうであります。20代、30代の方がこうやって田舎といいますか地方に散らばっていますし、最近の報道ではパソナが淡路島に本社機能を移転するということも出ております。今、こうやって大変田舎が外部の人、コロナという関係もありますけど、それを除外しても活力を取り戻せるチャンスであろうと思います。

この町の遊休施設なり、空き家なりに対する町の基本的な考えを少しお聞かせ願いたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 2点目の遊休施設と空き家の活用ということでございます。

いろいろこの点については、お話したいことがたくさんあるんですけど、時間の関係もありますしあまり多くを語ってもいけないと思いますので、端的に町の考え方について申し上げておきたいと思いますが、現在の人口減少、それから少子高齢化などの社会経済情勢の変化によりまして、当初の所期の目的を終えて、必要性が薄れた施設がたくさんあるわけでございます。吉賀町も本当にたくさんあって、これをいかようにしていくかということで、本当に頭を悩ませておいて、これを今から特に個別の計画も作る予定でございますが、そうしたことで検討を加えていかなければならないというふうに思っております。

当然、そうした必要性が薄れた施設については、端的に言って除却をするのが一番だと思います。それがまず選択肢にあろうかと思えます。しかしながら、やはりその売却とか貸付けなどいわゆる民間活力の導入によって、資産を有効活用することもできるわけであります。ですから、いきおいその必要性がなくなったから解体撤去をして除却をするということだけではなくて、いろいろなことをやっぱり検討させていただいて、使えるものは使う。いわゆる公としては必要なくなったけど、あるいは民間の方、個人の方でそうしたものが必要と言われる方があれば、そうしたことをやっぱり考えていくのが、あらゆる手法を講じていくのが、これは私はやはり行政としての遊休資産の活用の仕方の基本的な考えだろうというふうに、私自身は思っております。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） ぜひ、解体して多額の費用を使うよりは、使えるものは使う。

そして、それが本当に厄介者ではなくて、人口対策なり、働く場なり、そういうことに利用されて町の活力を生んでいく、そういう方策を取っていただきたいと思えます。

それと、空き家対策ですけど、空き家バンクの制度だけでいいのかというのに私は疑問を持つ

ております。少し町なり、町、業者、あるいはNPOなりで協議会をつくって、ぜひ特定の空き家になるまでの状態で活用できるような仕組みをつくるべきだと思っております。なかなか盆、正月には帰るから手放さないという方もおるでしょうけど、例えば、町が買い上げてリフォームして、だから、協議会の中に業者さんを入れるというのはそういうことでありまして、また、NPOがいろいろな面でお世話をする。そういう協議会をつくるべきだと思っておりますし、これは私の案ですので、検討するに当たらない案でしたらそのまま忘れてしまって結構ですが、検討する余地があるようでしたらぜひ検討していただいて、強制的に壊すのではなくて、その前にきちんとした手当てをして、例えば定住される方に住宅を提供する。そういう方法も考えるべきであらうかと思っております。

それと、もう一つ、せっかくこうして新しい波ができてきているわけでありますので、ほかの自治体でやっている例もありますけど、企業への働きかけ、例えば、サテライトオフィスなり何なりをできるような設備があるとしたら、企業からそこに何人でも、1人でも2人でも事務所を移していただく。そのような働きかけもぜひ必要であらうかと思っております。何もしないでここにただ座っておるだけでは新しい波は起こりません。ぜひ、これは企画の仕事になるのかも分かりませんが、町長を先頭として外に出ていく。そして、呼び込んでくるという積極的な行政をしていただきたいと思いますけど、検討の余地はありますか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 空き家のお話で申し上げますと、先日、全協でも説明させていただいて、今回の議案としても上程をさせていただいておりますけど、今回、9月の議会で御承認をいただければ、総務課のほうが所管になりますが、空家等対策協議会、こうした協議会を立ち上げる予定にしております。この協議会でどこまでそうした議論ができるか分かりませんが、空き家をまず除却といいますか、そうしたことが主な業務かも分かりませんが、ひょっとしたら今議員が言われるような次なる展開の協議ができるのかなど。それは具体的に所掌事務がどこまで及ぶのか分かりませんが、そうした組織もできようとしておりますので、可能な限りの検討をさせていただきたいなと思います。

それから、企業とか民間への働きかけのお話がありました。当然そうだろうと思います。今は文部科学省のほうでも、廃校になった校舎を自治体として使っていただきたい、廃校になった校舎を使いたいというマッチングのイベントもたくさんしておられるわけですから、吉賀町がそうしたことができないわけではないわけですので、そうしたことも検討をする余地はあると思います。

現に、今、町内のほうから、とある施設のほうの活用をぜひさせていただきたいという御提案をいただいて、提案書のほうも頂いております。担当する所管課のほうで複数課ありますので、

協議を始めるようにということで今指示をしたところでございます。その御提案は、譲渡を受けた。どういった方法か分かりませんが、譲渡を受けたそのときに吉賀町としてどういったメリットがあるのか。それから、譲渡を受けた運営団体としてどういったメリットがあるのか。仮にそこがオフィス等で貸出しをするのであれば、そこへ入居をする、間借りをするその業者とすればどういったメリットがあるのか。そうしたことを事細かに提案もしていただいております。これも本当にスピード感を持って検討しなければならないかと思っておりますが、ただ、そこで一つ気になるのは、いろいろな改修をした国県の補助金とかをもらっているようなことも当然あるわけですから、適正化法の法律の縛りがありますから、まずはそこをそうした施設については検証してみなければならないかと思っております。それが許されるのであれば、まさに有効活用でございますので、いろいろなことを考えていきたいと思っております。売却であったり、貸付けであったり、じゃあ価格はどうするのかとか、次なる展開ができますので、まずは関係課のところでもそうした突き合わせをさせていただくような調整から始めていきたいなというふうに思っております。

個別施設計画は今からでございますが、先行してできるものはどんどんやっていく必要があるかと思っておりますので、そうしたスタンスで当たってまいりたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） この質問を出す前に、今、山が首都圏を中心に10アールなり20アールの分譲の山が売れているという報道がありました。実際にテレビでもそういう映像が流れていまして、一昔前はもう山は邪魔なものだったわけですが、そうやって山に入って家族と一緒にキャンプをしながら過ごす。そういう生活のスタイルの変化、こういうことが確実に起こっています。そういうところにもしっかりと目を向けて、行政としての方向性を出していくべきだと思っております。

右ヶ谷キャンプ場に先般行ってまいりました。平成2年の設置ですので、もう随分前ですけど、管理棟なりはもうぼろぼろの状態ですけど、ここも手当てをすればそういう波に乗れるかも分からない。本当に負の遺産をどうやって宝に変えるか。これは行政の考え次第だと思っておりますので、右ヶ谷キャンプ場をどうせえとかこうせえとかいうわけではありませんけど、ぜひ、コロナが去った後の新しい生活スタイルに即応できるような行政も行っていくべきだと思っておりますし、そうしていただきたいということを申し添えて、この質問は終わります。

3番目の認証制度については、大変資料なり何なりを答弁書はせっかくなつくっていただいたんだらうと思っておりますが、時間の関係で次に回したいと思っております。申し訳ありません。

最後の要望書の回答についてということで町長にお聞きしておきたいと思っております。

これは昨日も同僚議員から質問がありましたけど、住居表示についての町長の回答でありますけど、私はもうこれは町長が言われるように町議会が決めたことですので、今さらどうこう言う

気は毛頭ございません。ただ、町長、地域振興協議会と自治会長会から連名で出た要望書に対する回答ですけど、条例なり何なりを持ち出して、ただ意見書として承るというのは、私はこの回答書を見て、行政マンの回答書ならこれで十分だろうと思いますけど、町長は政治家です。政治家というのは、せっかくこうやって一生懸命活動して、それに敬意を払うということは書いてありますけど、敬意を払うということは彼らが求めていることに対して誠実に回答してあげることじゃないんでしょうか。私は、この回答書は行政マンの回答書であって、町長が出される回答書ではない、政治家が出される回答書ではないと思っておりますけど、やはり同じ御答弁でしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 時間がありませんので、かなり割愛をさせていただきたいと思います。それから、昨日も1番議員のところでも丁寧に説明をさせていただいておりますので、その点は御了解をいただきたいと思います。

意見書というお話がありますが、条例でいうところの意見というのを私は今回要望書という形で出ているんだという、その解釈だけでありまして、決して出たものを意見書として捉えているわけでは全くありません。昨日も申し上げましたけど、条例であるところの意見というのが今回は要望書という形で出ただけのことです。決して出たものが意見書ということで扱っているわけではございませんので、これはまさに解釈のことです。そのように御理解をいただきたいと思います。

その上でございますが、今回、通告書の中にもありますが、私自身の回答が住民の願いに寄り添ったものであったかというお尋ねでございました。確かに結果的には地域自治区柿木村、まさに柿木の皆さんの総意、いわゆる要望に沿ったことにはなっておりません。結果としてですね。

しかし、町民の皆様の投票によって選ばれた、いわゆる町民の代弁者である町議会の決定を最大限尊重させていただいたということは繰り返し申し上げておきたいと思います。私といたしましては、町民の代弁者である議員の皆さん、議会が決める議決、その内容を最大限尊重させていただいたということが、私自身としてはまさに住民の皆さんに寄り添った判断をさせていただいたというふうには解釈なり考えているところでございますので、申し上げておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 以上で質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、10番目の通告者、10番、庭田議員の質問が終わりました。

○議長（安永 友行君） これで、本日の日程は全て終了しましたので、本日はこれで散会といたします。

午後 2 時00分散会
